

平成29年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成29年9月12日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第65号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第53号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第7 議案第54号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第55号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第56号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第10 議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11 議案第58号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第12 議案第59号 町道路線の廃止について
- 第13 議案第60号 町道路線の認定について
- 第14 議案第61号 スポーツセンター等解体工事請負契約の締結について
- 第15 議案第62号 財産の処分について
- 第16 認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第2号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第3号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第4号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第5号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第6号 平成28年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第23 報告第8号 平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第24 報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第25 報告第10号 出納検査結果報告について
- 第22 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	中村隆広君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成29年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

議員、説明員の皆さまに申し上げます。事前に皆さまにお知らせしておき、今定例会においてもクール・ビズの実施ということでノーネクタイ、また議場での上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員長から本定例会中欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） ご報告いたします。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が13件、認定が6件、報告が1件でございます。さらに議長からの報告が2件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、10番、山田日出夫君、1番、余湖龍三君、2番、川村進君、3番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本定例会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

既に新聞報道等で公表されておりますとおり、十勝オホーツク自動車道の陸別小利別インターチェンジ、訓子府インターチェンジ間が10月9日午後4時から供用開始となります。

約1年間、工事期間が延長となりましたが、この開通を記念して、北見地区と十勝地区の両早期建設促進期成会、帯広開発建設部、網走開発建設部の4者が主催となって開通記念式と通初式を内容とする記念式典が同日午前11時から本町の公民館と訓子府インターチェンジにおいて執り行われることとなりましたのでご報告申し上げます。また、当日は北見市、陸別町、訓子府町から参加者を募りウォーキングも行われる予定となっております。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案のうち、一般会計についてでございます。

総務費では、PCB処理業務委託料の計上と昨年の台風で被災した林道補修経費の予算不足分の追加、所得税更生に伴う町道民税および法人町民税の還付金及び還付加算金の追加、合わせて413万6千円の追加。

民生費では、自立支援サービス事業、臨時福祉給付金、児童手当支給事業の精算に伴いまして、国庫支出金等の返還が生じたことにより、合わせて1,128万9千円の追加。

衛生費では、北見市、置戸町、本町の1市2町で国が推進する国民運動「クールチョイス」普及促進に係る業務委託料として274万4千円を追加。

農林水産業費では、JAきたみらい麦作振興会海外視察研修への助成を行う農業後継者育成事業補助金と農業交流センターのボイラー修繕費用、合わせて60万円の追加。

以上、一般会計総額で1,876万9千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。療養給付費等負担金および退職者医療交付金の確定に伴う返還金の追加をはじめ、各種拠出金および納付金の確定に伴う追加または減額。

国民健康保険特別会計全体で1,270万9千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

制度改正に伴うリーフレット郵送料と脳ドック助成申請者の増に伴う健康診査助成金の追加分、合わせて20万8千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、以上の組合規約の変更について。

次に、町道若葉町線の終点が変わるため、路線の廃止ならびに認定。

次に、予定価格が5千万円以上となることから、スポーツセンター等解体工事請負契約の締結。

次に、財産処分の価格が700万円以上となることから、町有林生産素材の売払いについて議会の議決に付すものでございます。

次に、人事案件でございます。

固定資産評価審査委員会委員のうち2名が本年12月22日に任期満了となるため、選任の同意。

また、教育委員会委員1名が本年9月30日で任期満了となるため、任命の同意をそれぞれ求めるものでございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、各特別会計および水道事業会計の合計6会計の平成28年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告でございますが、平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案13件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、副町長、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶といたします。

◎議案第63号、議案第64号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第3、議案第63号および日程第4、議案第64号固定資産評価審査委員会委員の選任については、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第63号の提案理由の説明を求めます。議案書26ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の26ページをお開き願います。

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では、川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しており、そのうち大正寺信雄氏が平成29年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き大正寺氏を選任すべく、今定例町議会に提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

大正寺氏のご経歴につきましては、議員の皆さまは、十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

大正寺信雄氏は、昭和22年4月18日生まれの満70歳で、緑丘で農業を営まれております。

昭和45年から家業の農業に従事され、町農業協同組合理事をはじめ、町農民連盟の書記長、副委員長などを歴任され、平成14年7月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第64号の提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、人事案件でございますので、引き続き、私の方から説明をさせていただきます。議案書の27ページをお開き願いたいと思います。

議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

議案第63号でもご説明いたしましたとおり、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では3名の方を選任しており、そのうち岩城道尚氏が平成29年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き岩城氏を選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

岩城氏のご経歴につきましては、議員の皆さまには十分ご承知のことと存じますが簡単にご紹介をさせていただきます。

岩城道尚氏につきましては、昭和17年2月5日生まれの満75歳で、旭町で行政書士をされております。

昭和35年から平成14年までの42年間にわたり、町職員として勤務され、税務管財課長や議会事務局長などを歴任されました。

退職後は、町高齢者勤労センター事務局長を2年間務められ、現在は、行政書士として町内外で活躍されており、平成14年12月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第63号、議案第64号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指名した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案第63号の質疑を許します。議案書26ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第63号の質疑を終了いたします。

次に、議案第64号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第64号の質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。
これより、議案第63号の採決を行います。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
次に、議案第64号の採決を行います。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第65号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第5、議案第65号 教育委員会委員の任命について
を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第65号 教育委員の任命について、人事案件でございます
ので私からご説明をいたします。議案書の28ページをお開き願いたいと思いを。

現在、教育委員であります但野由美子氏がこの9月30日をもちまして、任期満了とな
ります。

新たな教育委員としまして、仁木義人氏を平成29年10月1日から教育委員として任
命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、仁木義人氏の経歴を簡単にご紹介いたします。

仁木義人氏は、昭和55年のお生まれで、現在満36歳。旭町にお住まいでございます。

平成13年、北海道医薬専門学校薬業学科を卒業され、現在、家業であります株式会社
マルニ薬局 代表取締役をされております。

また、家業の他にも、訓子府町商工会青年部長、訓子府町商工会理事、オホーツク管内
商工会青年部連合会顧問、北海道商工青年部連合会相談役を現在務められご活躍されてい
ます。

仁木義人氏は、平成26年度に訓子府小学校PTA副会長、平成27年度には訓子府町
PTA連合会会長、また、平成27年度から平成28年度の2年間にわたりまして訓子府
小学校PTA会長を務められるなど、保護者と学校の教師が協力して教育の効果が図られ
るようご尽力され、PTAの責任ある立場から教師と各地域の子どもたちと接してこられ

た経験や知識を有し、教育に対しては大変造詣が深く、幅広い識見と人格、経験を備えた方であり、教育委員として適任者と考えておりますので、任命のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第6、議案第53号、日程第7、議案第54号、日程第8、議案第55号、日程第9、議案第56号、日程第10、議案第57号、日程第11、議案第58号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第53号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第53号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）について提案説明をいたします。

平成29年度訓子府町一般会計補正予算については、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ1,876万9千円を追加、歳入歳出それぞれ5億1,001万5千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額になりますけれども、これは次のページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しております。これにつつま

してはご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思います。

それでは早速ですが、事項別明細書になります。まず4ページの歳出の方から説明していきたいと思います。

一番上の表の2款、総務費、1項、1目の一般管理費の一番右側になります。事業区分、庁舎維持管理事業の委託料、PCB処理業務では、先般、街路灯LED化事業に伴いまして、PCBを使用している安定器1基が発見されたことによって、これを処理するものとしまして、室蘭の処理業者、本年度の受け入れが7月に決まったということもございまして、今回74万6千円を追加したものでございます。

次に、4目の公有林管理事業の事業区分、町有林管理事業の使用料及び賃借料では、昨年度の台風で被災した林道や作業道が春先の融雪等で被害が拡大したということがございまして、ダンプトラック130台分を追加するものでございます。またその下の林道補修用原材料では、吉井沢林道で390m³、植田林道に接続します作業道で260m³、それと熊の澤林道で195m³の砕石を追加するもので191万7千円を追加してございます。

次に、真ん中の表の2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の償還金利子及び割引料では、所得税の更正申告に伴う個人町道民税で2件、それと法人町民税の予定納税で4件、これらの還付および還付加算金が発生したことによりまして70万円を追加しているものでございます。

一番下の表の3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の、これも償還金利子及び割引料では、平成28年度分の障がい者の自立支援給付費の国および道の負担金などの清算に伴う返還金といたしまして638万円を追加しているものでございます。

その下の事業区分、臨時福祉給付金事業では、これは事業の清算に伴う返還金でございまして327万2千円を計上しております。

次に、5ページになります。一番上の表の3款、2項、3目の児童措置費の事業区分、児童手当支給事業、これにつきましても、事業の清算に伴う返還金でございまして163万7千円を追加しているものでございます。

次に、真ん中の表の4款、衛生費、1項、4目の環境対策費、これの事業区分、環境保全対策事業の委託料、CO₂排出削減促進事業業務では、国で推進しております国民運動としてCOOL CHOICE、賢い選択といっているものの普及促進に努め、二酸化炭素排出量削減に地域で取り組むというもので、北見市・置戸町・本町の1市2町で常呂川水系環境保全対策協議会を中心に行いまして、クールチョイス普及啓発用のチラシ配布、それと常呂川を題材としました地球環境と地域環境のつながりを学ぶ教材を小学校に配布する。また北見バスへのラッピング、表示ですね、による啓発、北見市開催の環境イベントへの参加協賛としまして274万4千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の6款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業では、農業後継者育成事業補助金としましてJAきたみらい麦作振興会の海外視察研修、これは11月下旬に6日間、オーストラリアに7名参加するものでございまして、これに係る経費の一部を助成するものとしまして、本町の参加者2名分40万円を追加補正するものでございます。2名分です。

その下の6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業では、5月28日の落雷による停電でボイラーが止まったことから点検したところブランクパネルおよび三方弁の復旧が必要となりましたので、それと加えましてポンプ室の水漏れの修理も含めて、修繕料で20万円を追加しているものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、今度は歳入の方になります。

まず、一番上の表の17款、繰入金、1項、3目、産業後継者育成基金繰入金では、これは先ほど言いましたJAきたみらい麦作振興会の海外視察研修の2名分でございますけれども、財源としまして40万円をこの基金から繰り入れるというものでございます。

次に、真ん中の表の18款、繰越金、1項、1目、繰越金では、前年度繰越金としまして、今回の補正の財源調整として1,562万5千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の19款、諸収入の5項の5目、雑入、これはCO2排出削減促進事業費補助金としまして、先ほど説明しました部分の事業費の全額274万4千円が一般財団法人の環境イノベーション情報機構から交付されるものでございまして、全額補助というものでございます。

次に、別に配布しております、1枚ものでございますけれども、別紙、資料1というやつ、平成29年度財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の表でございます。

この表の一番右側の下から4行目になります。平成29年度末におけます基金保有見込額は41億1,301万3千円となっているものでございます。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第54号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書6ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の6ページをお開きください。

議案第54号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成28年度の療養給付費等の確定に伴います清算および平成29年度の各種交付金、拠出金等の確定によりまして、その関係経費を補正するものであります。

まず、第1条にありますように1,270万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,840万9千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、7ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでございますので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、8ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、8ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金であります。平成29年度分の交付金の確定通知によりまして、21万2千円を追加するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金につきまし

ては、歳出に計上しております平成28年度分の超過交付分の返還金に充当するため、1,249万7千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますとおり平成29年度末基金保有見込額は4,533万9千円となる見込みであります。

次に、9ページの歳出について説明させていただきます。

第3款、第1項、後期高齢者支援金等、第1目、後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の32万円の減額につきましては、平成29年度分納付金の確定通知により減額するものであります。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の4千円の追加につきましても平成29年度分納付金の確定通知によりまして追加するものであります。

第5款、第1項、老人保健拠出金、第1目、老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1千円の減額と第2目、老人保健事務費拠出金の同じく19節の1千円の減額につきましては、平成29年度分拠出金の確定通知によりまして、それぞれ減額するものであります。

次に、10ページの第6款、第1項、第1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の44万5千円の減額につきましても、平成29年度分納付金の確定通知によりまして、減額するものであります。

次に、第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料では、国庫支出金返還金につきましては、平成28年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、国から超過交付されていまして991万204円を返還するため991万円を追加、また退職医療交付金返還金につきましても、平成28年度の療養給付費等交付金の精算に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金から超過交付されていまして356万2,528円を返還するため、356万2千円を追加するものであります。

以上、平成29年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第55号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第55号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように20万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,605万9千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、12ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、13ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、13ページの歳入から説明させていただきます。

第2款、第1項、広域連合補助金、第1目の長寿健康増進事業交付金17万8千円の追加につきましては、後ほど歳出でも説明いたしますが、脳ドックの受診者増により追加するものです。

また、第2目の特別調整交付金では、制度改正に係るリーフレットを保険料額決定通知書に同封したことにより、増額となった郵便料の3万円を追加するものです。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費の12節、役務費につきましては、歳入の特別調整交付金でも説明しましたとおり、制度改正に係るリーフレット2枚を保険料額決定通知書に同封したことにより、増額となった郵便料の3万円を追加するものであります。

次に、第2款、第1項、保健事業費、第1目、保健事業総務費の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でも説明しました、脳ドックの受診者増により、当初の5件分から10件分に17万8千円を追加するものであります。今回の補正につきましては、全額広域連合の補助対象となります。

以上、平成29年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第56号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第56号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の14ページをお開きください。

議案第56号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更は、本年6月1日付けで西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更および8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、規約の別表第1および別表第2を改めるため議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の15ページに新旧対照表がございますのでこちらでご説明したいと思います。

表の左に改正案、右に現行文を載せてあり、下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第2条では、組合を組織する地方公共団体を規定しており、別表第1に掲載しております。

現行欄をご覧いただきたいのですが、檜山振興局の中に下線部分の「江差町ほか2町学校給食組合」とありますが、この組合を構成する江差町、上ノ国町、厚沢部町のうち、厚沢部町が脱退することとなり、組合の名称を左の改正案にありますように「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更するものでございます。

再度、現行欄をご覧いただきたいのですが、胆振総合振興局の西胆振消防組合でございますが、共同処理する事務として新たに火葬場に関する事務を加えることとなったことから、改正案にありますように「西胆振行政事務組合」に名称変更するものでございます。

次に、規約第3条で共同処理する事務と団体名が規定されて、別表第2に記載されております。

別表第1でご説明させていただいた理由により名称が変更となりますので、北海道市町村総合事務組合の共同処理する事務ごとの団体名をそれぞれ変更するものでございます。

最後に、14ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨規定しております。

以上、議案第56号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第57号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下に説明を記載しておりますが、議案第56号同様に、西胆振消防組合、江差町ほか2町学校給食組合の名称の変更に伴い規約の別表の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の17ページに新旧対照表がございますのでこちらでご説明したいと思います。

左に改正案、右に現行文を載せてあり、下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第3条では、組合を組織する地方公共団体を規定しており、別表として掲載しております。

現行欄をご覧いただきたいのですが、檜山管内の下線部「江差町ほか2町学校給食組合」とありますが、厚沢部町が脱退することとなり、左の改正案にありますように「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更するものでございます。

再度、現行欄をご覧いただきたいと思いますが、胆振管内の「西胆振消防組合」の事務の追加に伴い、改正案にありますように「西胆振行政事務組合」に名称変更するものでございます。

最後に、16ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨規定しております。

以上、議案第57号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定い

たきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第58号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書18ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第58号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の18ページをお開きください。

議案第58号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更につきましては、前の議案第56号、議案第57号同様に、西胆振消防組合、江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴い、規約を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の19ページに新旧対照表がございますのでこちらでご説明したいと思います。

左に改正案、右に現行文を載せてあり、下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第3条では、組合の組織について規定しており、別表第1に構成団体を掲載しております。

現行欄をご覧いただきたいのですが、下線が引いてあります「西胆振消防組合」と「江差町ほか2町学校給食組合」をそれぞれ改正案にありますように「西胆振行政事務組合」と「江差町・上ノ国町学校給食組合」にそれぞれ名称を変更するものでございます。

最後に、18ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨規定しております。

以上、議案第58号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第59号、議案第60号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第12、議案第59号、日程第13、議案第60号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第59号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第59号の提案説明を申し上げます。議案書20ページをご覧ください。

議案第59号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号59の若葉町線であります。

起点は、訓子府町若葉町93番地、終点は、訓子府町若葉町86番地で、重要な経過地は、若葉町であります。路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、この度の道路整備工事に伴い、この後、議案第60号で提案説明させていただくとおり終点に変更になることから、本路線、総延長にいたしまして約200mを廃止するものであります。

以上、議案第59号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第60号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書22ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第60号の提案説明を申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

議案第60号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号59で、路線名は若葉町線であります。

起点は、訓子府町若葉町93番地、終点は、訓子府町若葉町75番地1で、重要な経過地は、若葉町であります。路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、町道南12線から北方向へ若葉町北4条線を超えて障がい者グループホーム駐車場までの町道敷地内区間であり、総延長は238mでございます。

本件につきましては、町道若葉町線の延長工事に伴い、先ほど議案第59号で廃止の提案説明をした同路線の終点を38mほど北方向に変更するため、新たな路線として町道認定しようとするものであります。

以上、議案第60号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第61号、議案第62号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第14、議案第61号、日程第15、議案第62号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第61号 スポーツセンター等解体工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書24ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第61号の提案説明を申し上げます。議案書24ページをお開きください。

議案第61号 スポーツセンター等解体工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、スポーツセンター等解体工事であります。

契約の相手方につきましては、5社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏で、契約金額は1億7,647万2千円でございます。

なお予定価格につきましては、1億8,123万4,800円でございます。

工事の概要につきましては、床面積2,680.11㎡のスポーツセンターの解体工事および床面積157.14㎡の青少年研修館の解体工事であります。

なお工期につきましては、平成30年3月15日までとしております。

以上、議案第61号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第62号 財産の処分についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書25ページをご覧ください。

議案第62号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明をさせていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（皆伐材その2）であります。

本件につきましては、駒里町有林36林班の161小班の皆伐、面積合計9haでございます。

処分の相手方につきましては、9月8日執行の入札において、6社に応札いただき、物林株式会社 国産材営業部 北海道営業室長 秋元直樹氏で、契約金額は2,157万8,400円でございます。

予定価格につきましては、2,095万4千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ2,737.064m³、トドマツ2,776m³、雑木14.632m³、合計で2,754.472m³でございます。

なお、用途別で申し上げますと、用材が2,319.444m³、パルプ材が435.028m³となっております。

以上、議案第62号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第61号、議案第62号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午前10時35分まで休憩といたしたいと思っております。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第16、認定第1号、日程第17、認定第2号、日程第18、認定第3号、日程第19、認定第4号、日程第20、認定第5号、日程第21、

認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について、ご説明申し上げます。議案書29ページをお開きください。

認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月10日付け文書をもって、監査委員から別冊のとおり「平成28年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、会計別決算額の総括表でございます。

一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入につきましては、前年度と比較いたしまして、5億3,478万1,344円、9.3%減の51億9,084万1,361円、歳出につきましては、5億1,928万6,015円、9.6%減の49億1,249万102円となっておりますが、平成26年度継続事業で平成27年度に実施したことも園建設事業費の減が大きな要因となっております。

また、28年度につきましては、防災倉庫整備事業、障がい者グループホーム建設事業助成金、長寿会館建設助成金などの投資的事業も実施してございます。

なお、収支差引残額につきましては、前年度と比較いたしまして、1,549万5,329円、5.3%減の2億7,835万1,259円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載してございますが、1億2千万円を財政調整基金に決算積立てをし、残り1億5,835万1,259円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には、6月の定例会で報告させていただきました、繰越明許費に係る財源として3,851万8千円が含まれてございます。

なお、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第2号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の30

ページをお開きください。

認定第2号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成28年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計決算報告書」、こちらをご覧くださいまして、こちらの1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入9億7,126万1,362円、歳出9億4,410万7,642円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額2,715万3,720円のうち、2,715万3千円を財政調整基金に決算積立てをし、残りの端数720円を翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第3号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の31ページをお開きください。

認定第3号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成28年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入7,450万5,217円、歳出7,445万3,917円で、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額5万1,300円を翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第4号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第4号について、説明申し上げます。議案書の32ページをお開きください。

認定第4号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成28年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入4億7,589万1,974円、歳出4億7,236万8,467円となっております。備考欄に記載のとおりこの収支差引残額352万3,507円は全額翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第5号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 認定第5号についてご説明申し上げます。議案書33ページとなります。

認定第5号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成28年度訓子府町各会計歳入歳出決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要をご説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入1億7,642万382円、歳出1億7,642万382円で、歳入歳出差引額はゼロとなっております。これにつきましては、一般会計からの繰入金

で財源調整を行ったことによるものでございます。

以上が、平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第6号 平成28年度訓子府町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 認定6号について、ご説明申し上げます。議案書34ページとなります。

認定第6号 平成28年度訓子府町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

平成28年度訓子府町下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、別冊の「平成28年度訓子府町下水道事業決算書」5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成28年度訓子府町下水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成28年度訓子府町下水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成28年度訓子府町下水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方公営企業法の規定に基づき、議会の決算認定と同時に剰余金の処分の議決を受けるものであります。

それでは、平成28年度の訓子府町下水道事業会計の決算について、別冊で配付しております「平成28年度訓子府町下水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた水道事業の収益は1億7,385万1,541円となり、支出につきましては、営業費用、営業外費用を合わせた1億4,290万8,754円の決算となっております。このうち消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の状況でございます。まず、資本的収入では、企業債、補助金、補償金、出資金を合わせ5,364万9,239円となり、資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせ1億974万4,146円の決算となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足いたします5,609万4,907円につきましては、欄外が一番下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金5,109万3,283円と当年度分消費税および地方消費税の資本的収支調整額500万1,624円で補填をしております。

次に、3ページの損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書となります。まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は1,211万5,371円で、これに3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額を加えた1,684万7,947円が経常利益となります。

この経常利益に特別利益626万3,916円を加えた2,311万1,863円が当年度の純利益となり、平成28年度は黒字決算ということになります。

また、前年度の繰越欠損金がなかったため、平成28年度末における未処分利益剰余金は、同額の2,311万1,863円となります。

次に、5ページをお開きください。平成28年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、平成28年度の決算において利益が生じたことから、未処分利益剰余金2,311万1,863円を企業債の償還を目的とした減債積立金に全額を積み立てるものでございます。

以上が、平成28年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、決算の認定及び剰余金の処分に関しご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 1分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならび副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第23、報告第8号、日程第24、報告第9号、日程第25、報告第10号についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第16、認定第1号から日程第22、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第23、報告第8号、日程第24、報告第9号、日程第25、報告第10号の件を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。
次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。
次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。
次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項に基づく検閲検査ができるものといたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、1番、余湖龍三君、5番、西山由美子君、8番、須河徹君、9番、河端芳恵君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会開催のため、ここで暫時休憩いたします。

ここで午前11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長(夏井宏樹君) それでは、ご報告いたします。

委員長に余湖委員、副委員長に河端委員と決定いたしました。

また、審査期間は平成29年11月1日水曜日から11月8日水曜日までの土日、祝日を除く5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第8号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第23、報告第8号 平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書35ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) 報告第8号について、ご報告申し上げます。

報告第8号 平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月2日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月10日付で適正に把握・算出されている旨の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてでございます。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でございますので赤字比率としては発生しません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であり、また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足が発生しておりません。赤字比率としては発生いたしませんので、この比率についても「ハイフン」表示としてござい

ます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る7.2%で昨年の7.8%から0.6ポイント改善をさせていただきます。

実質公債費比率につきましては、実質公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定をし、過去3か年度の平均の比率となります。28年度の改善の要因といたしましては、地方債償還額である公債費が27年度と比較いたしまして、約3,400万円減少したこと、また、単年度の比率で申し上げますと、26年度が7.9%、27年度が7.0%、28年度が6.8%というふうになってございます。全道各自治体につきましても、改善をしている傾向にございまして、平成27年度の全道の平均値、これは8.4%となっておりまして、本町の位置については平均値よりも上位の位置にございます。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額とそれらに充当可能な財源が19億8千万円上回ったことによる将来負担比率が発生をしておりますので「ハイフン」表示としてございます。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率になってございます。

この資金不足につきましては、先ほど連結実質赤字比率のところでも説明したとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は発生してございません。②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生してございません。それぞれ「ハイフン」表示としてございます。

次に、3の監査委員の平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを添付してございますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第8号 平成28年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第9号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第24、報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書41ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 財政的援助団体の監査結果報告について。議案書の41ページをお開き願います。

報告第9号

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成29年9月12日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

次のページ、42ページをお開き願います。

平成29年8月10日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

平成28年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について次のとおり報告します。

記

1. 監査実施団体名 訓子府町商工会
2. 監査実施年月日 平成29年8月2日
3. 財政的援助種目 商工会活動費補助金
補助金額 10,515,000円
4. 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上で、ございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第25、報告第10号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書43ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 出納検査結果報告について。議案書の43ページをお開き願います。

報告第10号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成29年9月12日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年7月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページ、44ページ、45ページにつきましては、説明を省略させていただきます、46ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年8月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成29年8月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページ、47ページ、48ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました9月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。議案書49ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年9月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成29年9月8日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次の50ページ、51ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第22、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

9番、河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 通告書に従いまして町長に本町の危機管理について伺います。

年々大雨や集中豪雨・地震など、これまで考えられないような異常気象が地球規模で起きています。今まで災害のなかった地域が突然の災害に見舞われてぼうぜんと立ち尽くしている人たちのニュース映像を目の当たりにして、比較的災害の少なかった本町にとっても他人事とは思えません。

これに加え、先日のミサイルが発射されたとの緊急情報が流されたところでもあり、町民の間に災害等に対する漠然とした不安が増しています。

そこで、次の点について伺います。

1、国民保護、異常気象、地震などの緊急情報を受けた際の町の危機管理体制はどのようになっていますか。

2、携帯電話を持たない人たちへの周知方法はどのように考えていますか。

3、町内にも大雨や地震の際、崖崩れや洪水の恐れのある箇所がハザードマップ等で示されていますが、地域住民への避難の周知方法はどのようになっていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の危機管理について」3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「国民保護、異常気象、地震などの緊急情報を受けた際の町の危機管理体制はどのようになっていますか」についてのお尋ねでございました。

北朝鮮のミサイル発射、台風や局地的豪雨、熊本における地震など、近年、国民保護や自然災害の対応が増加しているところであり、昨年北海道に上陸した三つの台風や本年7月16日に発生した局地的豪雨は、本町に大きな被害をもたらしました。

本町では、ミサイル発射等に対応する国民保護においては国民保護計画、風水害・地震などの自然災害については地域防災計画、水防計画を基に危機管理体制を構築しております。

基本的な流れとしましては、発生または発生が予想される場合、防災担当者を中心に情報の収集や入手に努め、初動体制、警戒体制、対策本部の順に危機管理体制のレベルを高めていくこととしております。

なお、本町で一番身近な災害である風水害においては、「防災に関する初動体制マニュアル」を作成しており、効率かつ迅速な初動体制を構築し、被害の軽減に努めていくこととしておりますのでご理解を願います。

2点目に「携帯電話を持たない人たちへの周知方法は」についてお尋ねがございました。

本町では、携帯電話を利用した周知方法として、緊急速報メールや町独自で配信する防災メールにより周知を行っております。

携帯電話以外の周知方法としましては、テレビ、ラジオ、固定電話、ファクス、広報車や消防車による広報、町ホームページ、町内会・実践会・自主防災組織と連携した情報伝達、消防機関および職員による臨戸訪問など、状況や緊急度に合わせた伝達方法を利用して携帯電話を持たない方も含めて周知していくこととしておりますのでご理解をお願いいたします。

3点目に「町内にも大雨や地震の際、崖崩れや洪水の恐れのある箇所がハザードマップ等で示されていますが、地域住民への避難の周知方法はどのようになっていますか」についてお尋ねがございました。

避難情報の周知方法としましては、状況や緊急度に合わせて、2点目の質問でもお答えした周知方法により、避難が必要な地域の方たちへ周知することとしております。

また、土砂災害におきましては、町内に13箇所あります土砂災害危険箇所周辺の居住者および企業、学校には緊急時の連絡先を確認しており、個別に避難情報を周知することとしておりますのでご理解を願います。

以上、ご質問のあった3点についてお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、町長の方から総体的なお答えがありました。今ここで8月29日に突然、今まで聞いたこともない警報メールが届いた。ミサイル発射に関しての町の対応を伺いたいと思います。今回突然ミサイル発射とのメールが届き、それで私も慌ててテレビを入れたところです。今回それはJアラートで流されてきましたが、今回いろいろな自治体の中でも防災無線が作動しない、さまざまなトラブルがあったようですが、訓子府はメールが来て、その後どのような対応がなされましたか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 8月29日の北朝鮮のミサイル発射の際のメールの関係でございすけども、これにつきましては、緊急速報メールという、エリアメールといいますか、Jアラートのものではなくて、緊急速報メールというメールがそれぞれ持っている方に届いたかと思ひます。Jアラートにつきましては、各市町村の方にメールが届くことになっておりまして、本町につきましても受信を6時2分、それから6時14分ですか、メールを受信したところで、Jアラートからの連絡を受けたところでございす。町の対応としましては、防災担当者がまず緊急速報メールが鳴りましたので庁舎の方に駆けつけまして、6時50分頃ですね、Jアラートの方が届いたということで道の方に連絡しております。それから防災無線の関係でございすけども、本町の場合ですね、その無線システムというのが、まだ構築されておきませんので、同報系の無線を整備しているところなんかにつきましてはですね、サイレンが鳴ったり、あるいはメール配信システムに登録されている方について、メールが配信されるというようなことになっております。本町につきましては、その無線システムの方がまだ整備されておきませんので、その辺につきましてはご理解いただければと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、お聞きしましたら、Jアラート、エリアメール、緊急速報メール、エムネットなど、さまざまな情報伝達手段があると思ひますが、今その中で、今回

ミサイル発射から日本上空届くまで10分くらいということで、本当に緊急だったと思うんですが、それを受けて、この後どういうふうに町民に知らしめるというか、周知をするような方法とか何かお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回につきましては、襟裳沖の東方1,180kmの辺りに弾着したという情報がありまして、通過はしていったということでございますけども、あらためてその後の情報等も待っていましたけれども特にございませんでしたので、2発目が打たれたとかね、そういった情報もございませんでしたので、あらためて住民の方には特に緊急体制をとってもらう、警戒体制をとってもらおうというようなことで連絡はとっておりませんけども、今回のことを契機にですね、今後、先ほども申し上げましたが、本町につきましては防災無線のシステムが整っていませんので、消防の方と連携しまして、早くても来月になるかと思えますけども、サイレンの方をですね、鳴らすというようなことで、ミサイル発射が確認された時点でサイレンを鳴らすというようなことで、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回事態がありまして、今いろいろ調べてみましたが、訓子府町にも国民保護計画がありまして、これは平成19年に作られて、25年に一部改正が、修正されておりますが、その中で具体的にNBC攻撃に備えた対応などもありますし、具体的な伝達方法の整備についても触れております。それを踏まえて体制の整備、防災行政無線の整備、道警との連携、サイレンの周知、学校、病院、官公庁、事業所への伝達準備というようなことが整備するということで盛り込まれていましたが、それはどの程度進んでいたのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 一答目でもお答えしているとおりでですね、その状況に応じてですね、その攻撃を受けた、そうした状況ですか、例えば近くに弾着した場合はどうするだとか、そういったこともあると思えますし、またはそういった体制がとれる状況にあるかどうかとか、いろいろなこともあると思えますけども、計画に盛り込んだことについてはできるだけですね、計画に沿ったかたちで対応の方を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） その中でまた何回もいいますが、広報車両の活用だとか、そういうこともサイレンの吹鳴の仕方、農業情報システムを使ってなど、多重性を目指すということですが、その辺に関しても情報伝達整備体制は、これから整備再構築されるということでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 先ほども申し上げましたけれども、その状況に応じてですね、その情報伝達の対応をとっていききたいということです。今ご質問にございました、いろいろな情報伝達の仕組みございますけども、必要ということであれば、何が今、どういった伝達方法が必要かということもですね、状況に応じて実施していききたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） この国民保護計画が平成19年に作られた当時は「えーそんなもの」っていうような違和感を感じたところですが、今、具体的にいろいろな事例がありますと、やはりきちんとした整備なりしていかなきゃいけないのかなって思います。それでこれからいろいろな情報の伝え方、まず町民にいかに早く必要な情報を伝えるかということが問題で、携帯電話を持たない人は、ちょっと情報がとれないとか、そういう情報の時間差的なことがないような、そういう緊急性があるような対応もこれからそういう事態も出てくるのかなということがありますので、その辺りを再度きちんと整備していただきたいなと思います。今、先ほど防災情報システムの事前登録者数ってありましたが、以前伺ったとき約390名ぐらいということでしたが、今はどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町独自の防災登録メールの関係でございますけれども、ちょっとその三百何件というの、ちょっと記憶があれなんですけれども、今現在約200件程度ですね。ということになっております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私の携帯に入ってきたのは総務省ということでJアラートとしてミサイルの情報が入ってきましたが、それは私は町の防災メールに登録したつもりですが、それが国の方から瞬時に流れてくるとか、その辺の状況というのがよくわからないんですが、今いろいろな方にお勧めするとしたら、どのような登録の仕方、携帯電話をお持ちの方はどのような手順でどういうふうにしたら緊急の情報が手に入りますというようなことがありましたらお知らせください。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 国民保護関係ですとか、そういった場合に地震の例えば震度5弱などの発生ということになれば、これにつきましてはJアラートが鳴るということになると思います。Jアラートにつきましては町の登録メール、そちらの方に登録していただくとJアラートから流れたものが登録された方に届くという流れになっています。それとこの間、8月29日にですね、登録していない方にも流れたと思うんですが、それにつきましては、携帯事業者の方に国の方から連絡が入って事業者がそれぞれ緊急速報メールというかたちで、事業者がうちの町の登録していない方にも全てにですね、訓子府町内だけじゃなかったですけども、この間は北海道だとか東北の方も入りましたけれども、そのエリア全体にですね、携帯等を持っている方にメールが流れる仕組みということでJアラートとはまた別の系統で流れる仕組みになっています。ですからどちらをおすすめするかということになりますと、まず事業者からの流れる部分については、登録してようがしてまいが、その携帯の機種や年式だとかそういうものにもよるかもしれませんが大体ほとんどの方に配信されるということになっております。ただあと町の方の登録メールの方に登録されますと、いろいろな日常の災害関係のですね、情報等が流れるということになります。ですからエリアメールよりもっと下のレベルというんでしょうかね、大雨警報だとか、そういった気象の警報なんかが発令されますと配信されるということになっております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回配信されたのは携帯電話会社の方から瞬時に配信されたということで、町は経由、いろいろなかたちで経由なり関わりがないという状態でもよろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） もちろん登録されている方にも流れているということにはなっております。緊急速報メールと同時にですね。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回は「あ、こんなこともあるのか」ということで、いろいろなことを備えなきゃいけないという、いろいろな事態が絵空事じゃなくて実際にいつどこで何が起こるかかわからないような状況に今あるのかなというので、私も怖くなってつくづく感じたところです。その中で今ちょうど朝でした、今回のメールに速報に関わって言いますと、朝でまだ子どもたちが自宅にいるときでしたが、これで登校中だとか、学校の授業中、それとクラブ活動とかいろいろなこともある中で、そういう中で学校側、職場など、いろいろなところで何かあったときの伝達方法なり対策マニュアルみたいなものも必要でないかなとは思いますが、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回、議員のご質問にもございましたけども、こういったことが本当にミサイルといいますか、攻撃といいますか、ミサイル発射がこういった身近なように感じたというようなことですね、それぞれ学校の方であれば、それぞれの現場の方でマニュアルまで作るかどうかは別としましても、このときにはどういった対応をとるか、例えば建物の中にすぐ逃げるだとか、自宅にいれば窓のない部屋にできるだけ窓から遠ざけて避難するだとかというようなことをですね、学校でもし起きた場合については、こういったことを対応するとかというようなことは、それぞれ対応されているというように思っております。こちらの方でそれぞれのですね、職場ですとか、そういったところまでのちょっとマニュアルまでは作る想定はございませんけども、今回のことを契機に皆さん危機意識を持ってもらって、それぞれのところで対応いただければなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） それは各施設なり学校なりに、その対応はお任せして、町から具体的な要請なりするということではないということですね。特に一番気になるのは教育委員会関係、子どもたちの関係で、それをどういうふうに伝えて、どういうふうな対策、対応をするのか、その辺をきちんと子どもたちに伝えていかなきゃいけないと思うんですが、その辺、教育長、教育現場でどのように対応するかお聞かせ願います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 8月29日の北朝鮮からミサイル発射した事案を受けて、教育委員会として早急に臨時の校長会を開きまして、発射されたのが朝6時ごろということで登校前の事案だったということもありましたけど、今後のことも考えたときに、登校前、例えば授業中というか授業中、授業中にしても外に出る校外活動なり、それと下校時、その辺も含めた対応についてですね、協議をいたしまして、それぞれ子どもたちはミサイル発射だけでなく通常時においても、さまざまな危険を伴っていますので、それらを含め

た事案について子どもたちにこうなったらこういうかたちでの対応をとるようにというようなかたちで今回は子どもたちに指導をした中で今それらに対してミサイルをはじめ災害についての対応に努めているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） やたら不安をあおるということじゃなくて、いろいろなことが想定されている、それに対してどういうふうに立ち向かう、対応したらいいのかという、大人もみんな含めて、今、私たちもそれを受けて慌てふためくんじゃなくて、じゃ具体的にどういうふうに対応したらいいのか、その辺を今、自分たちがしっかりそれに踏まえて考えていかなきゃいけない時期だと思いますので、それはまた、これから広報や何かなどでもその辺いろいろなことが出されるのかなと思います。それで先ほどサイレンの話が出ましたので、今ちょっと、まだこれから訓子府町としての伝達方法はこれから考えるということですが、その中で先ほどサイレンということもありましたが、今、サイレンの吹鳴パターンというのが以前に表で各家庭に配られたと思いますが、もしサイレンを利用するのなら、きちんと吹鳴パターンなり、こういうときサイレンを吹鳴するというのをきちんと伝えていかなきゃいけないと思いますが、今、消防の広域化になりましたけど、サイレンは訓子府町の消防で独自に押すようなことができるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず1点目の、今こういった北朝鮮問題なんかもございまして具体的に対応についても広報等でお知らせしたほうがよろしいのではないかというお話でしたけども、今後ですね、来月の広報になるかどうか別としまして広報等でも安全対策等についてお知らせしていきたいなというふうに思っています。それからサイレンの吹鳴パターンの関係でですね、これにつきましてもサイレンを鳴らすということになればですね、当然事前に町民の皆さまにお知らせしていないと何のサイレンかもわかりませんので、それについては事前に町民の皆さんに広報してまいりたいと思っています。サイレンの吹鳴パターンですけれども、これにつきましてもはですね、国民保護の方でパターンが決まっているということで消防の方からも消防庁の方の関係で消防からお聞きしていますけれども、14秒間鳴らして、それを1回ということなんです。そういうふうに聞いていますので、これについてそのパターンでもし鳴らすとすれば、そのパターンで鳴らしていきたいなと思っています。それと支署の方でもですね、サイレンについては鳴らすことは可能なんですけども、今ですね、通信システムの一元化といいますか、本部の方になっておりますので、そういった体制、消防の方の体制がそういう体制で今動いているという状況の中で職員がですね、万が一、例えばミサイル発射なんかの情報を得たときに鳴らせる状況にない場合もあるというふうに聞いております。それですね、もし今後サイレンを鳴らすということになれば本部の方から、本部の通信の方からですね鳴らしてもらうというように今考えております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） サイレンについてはあれですね、今お話を伺いましてたら、町独自じゃなくて北見の方に連絡をしてそこからということ、ちょっと時間差が生じるということなんではないでしょうか。それと今、サイレンですが、サイレンのスピーカーというのは

今、町内3か所ですか。そのサイレンと同時に音声も届けることはできるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） サイレン鳴らすときに北見に連絡して、それから流すのかというご質問ございましたけれども、これについてはですね、できればJアラートなり、何なりで消防庁の方からミサイル発射なり何なりのそういった通報が入りますので、その時点で鳴らしてもらうというようなかたちで、こちらから連絡して鳴らしてもらうとか、そういうことではなくて、発射からタイムラグはございますけども、前回であれば6時2分の時点でミサイルが発射されたという情報も入ってきていますので、それからサイレンを鳴らすというようなことになろうかと思えます。それから町内での吹鳴装置の設置箇所でございますけども、これについては5か所ございます。あと音声ですね、音声を流せるのかどうかということでございますけども、それぞれの装置があるところ、今言いました5か所ありますけども、そこのあるところにあるボックスみたいのがあって、そこのあるところだったら音声で流せるということになります。ですから支署で流した場合についても流せるには流せるんですけども、ただ今回のミサイル発射みたいのを想定しますと、ちょっと鳴らせる体制にあるかどうかというのがありますし、町内先ほど5か所あると言いましたけれども、まず訓子府支署とそれから穂波、若富、末広、日出とございますけども、それぞれのところに散らばって音声流すということもちょっと現実的ではないので、ちょっと今、音声で流すということは今のところは考えていないということでございます。ただ、流せるかどうかということになれば流せるということでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 消防の支署ですれば、それが全部5か所統一された内容なのかなと思いましたが、やはりそういうふうに支署で音声を流したらそれが5か所に流れるということにはなっていないということですね。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ちょっとその辺、私もちょっと疑問に思いまして、先日確認したんですけども、そういったそれぞれの装置のところでは鳴らすということなんです。ただどれだけ届くかどうかというのはまた別ですけども、支署のところでは流せば支署のところのスピーカーから流れる分については言語といいますか、音声も流せることはできるということでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 以前、火災のときはサイレンの吹鳴とその後なになに地域で住宅火災とか倉庫火災とか、そういうアナウンスもあったと思いますが、それも含めてそういうことはどうなのでしょう。今ちょっとJアラートのその部分とちょっと離れますが、サイレンの吹鳴のところではいきますと、吹鳴と火災なり洪水なりの危険があったとき、音声もサイレンだけでなく音声もどこどこでどういう状況ですというような放送の仕方はできるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず火災のときに昔流していたようなかたちで流す部分については、支署のところの拡声装置からは流れるということは可能なんですけども、ただですね、今、救急業務も非常に多くてですね、職員自体も全員が現場に駆け付けるというよ

うな場面も今、実際にはあるんですね、その中で万が一そういったことをルール化して、流すということにルール化しておいて、そのときにいざ職員がそこに不在となったときにですね、流せないということになりますので、そうなりますとルールを守れなくなってしまうというような状態もありますのでね、その辺については音声を流すというのは基本的に今のところ考えていないということでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） その件については北見で救急出動中に火災があったりして今いろいろなことを見直される時期ですので、その点についてはよく状況もわかっております。今、今回のJアラート、ミサイル発射を踏まえて、今までいろいろな課題、問題点をお伺いしましたが、これからきちんといろいろなことをより具体的にマニュアル化されるということなので、これからどういう、こういうことがあってはならないと思いますが、やはり町民の安心、安全を守る、また同時に情報の過疎というか、情報漏れがないような、全てのいろいろな方にいろいろな必要な情報を渡せるようにこれからも考えて調整整備をしていただきたいと思います。

次の雨などの、今も雨が降っておりますが、町内にも大雨や地震の際、崖崩れや洪水の恐れのあるところということで、ハザードマップなどで崖崩れの不安な地帯、またいろいろな洪水が予想される地帯などがありますが、具体的に東幸町でも2か所危ないところが土砂崩れの心配のところがありますが、そういう場合ですね、その避難を呼びかける、その方たちはきっと雨が降ったりすると、ここ危険ですということは知っていると思うんですが、具体的に避難を呼びかける、避難勧告をすとか、そういう状況はどういうような手順でされますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 確かに東幸町のところにも2か所土砂災害の危険地域が存在しております。この土砂災害の、万が一危険な状況になった場合についてはですね、平成26年9月にですね、危険箇所の居住者の方のところにもまずお知らせをしまして、緊急時の連絡先を確認させていただいて、電話番号等も聞き取りさせてもらって、危険が迫ったときには連絡させてもらうというようなことで連絡しています。警報の方もですね、大雨警報の中にも土砂災害の警報というのもございますので、気象情報にも十分留意しながら、その辺、避難の方は進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） たまたまこの質問をするに当たりまして、その対象になっている方にお話を伺いました。そのときそこまで町との連携が取れているふうには伺ってなかったんですが、そこ東幸町というか2軒のちょっと危険な区域の方、なんか共同して土砂が詰まったとき土砂上げしたり、いろいろなことをして自分たちで結構未然に防いだりする対策をとっているということで、またずっとその地域に住まわれている方ですから、昔からの状況だとかいろいろなこともわかっているんで、そういうことで自分たちもそういう対応がとれているのだと思います。ただ町内に13か所でしたか、やはり土砂災害の心配な区域がありますが、そういうところについては地域の方たちにどの程度、周知とか連携をとるようなかたちができるでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 土砂災害危険箇所に指定されているという、道の方からですね、そのことのまず説明、それから万が一のときには電話連絡させていただくというようなことで危険箇所に住まわれている方たちに連絡しております。東幸町であれば急傾斜地崩壊危険箇所という、危険箇所も2種類ありまして、急傾斜崩壊危険箇所とそれから土石流危険渓流というようなことで2箇所ございますけども、東幸町のところにつきましては急傾斜崩壊危険箇所というようなことで、その場所にですね、大体8軒がそのところの危険箇所、それから周辺地域に住まわれているということでこちらの方も把握しております。電話番号等を先ほど申しあげましたように聞き取りして何かあったときには連絡させてもらうというようなことで連絡しております。もう1箇所につきましては訓子府高校というようなことで学校施設というようなことで学校の方にもそういうことでお話をさせてもらっております。また、あと急傾斜地域で言いますと、あと西富にもう1箇所ございまして、そこは1軒ですけども居住者の方、1軒ですけども、そこもそういったことで連絡を取り合うこととしております。それから土石流の沢なんかですね、土石流が流れる危険があるというようなことで、これにつきましては10箇所ですか、これについてもありまして、住民の方で9軒、それから訓子府石灰、会社関係のところは1箇所ございまして10軒というようなことで、それぞれ連絡を取り合うというようなことで連携をとっているということでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 災害があったとき、町の避難所として13箇所指定されておりますが、その避難場所は訓子府高校以外は町有地、町の所有なので問題はないと思いますが、これ以前にもお伺いしましたが、訓子府高校は道立ですし、唯一町の施設じゃありませんが、あそこに道が整備した避難所のトイレとか何かそういうものが整備されてあると思いますが、これが何かあったとき訓子府高校の先生たちも異動されますし、町の防災担当の方たちも変わったりしますが、そういうことがきちんと引き継ぎなり連絡がきちんとされておりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 先ほど訓子府高校の名前出しましたけども、急傾斜危険箇所にある施設ということで訓子府高校ということなんですよね。避難場所につきましては、公民館なり鉄北地域集会所に避難してもらおうと。避難場所については土砂災害の際の避難場所については公民館、あるいは鉄北地域集会所の方に避難してもらおうということでお伝えしているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） このマップの中では訓子府高校、避難所に指定されておりますね。ですから私すぐ近くなものですから、何かあったとき、じゃ、その災害の種類にもよりますが、訓子府高校も行けるのかなと思っていたんですが。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） この防災マップの方ですね、で避難所になっていると。訓子府高校が避難所になっているということのお話ですよ。この場合については風水害とですね、地震の避難所ということで避難所に指定してもらっております。土砂災害のときには、その場所、土砂災害で危ないですから、裏が山になっていますから、そのときには

避難所としては使用しないということをご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） お聞きしたかったのは、唯一、町の施設じゃない道の施設なので何かあったとき、そちら側と連携はきちんと取れるのかという、また代々職員も変わりますし、そのあたりきちんと申し置きなり、きちんとできているのかということをお伺いしたかったんです。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 避難所の指定にあたっては事前に高校側とは十分それは合意がとれていますので、それと緊急ですから道の施設であろうが町の施設だろうが、それはもうお互いに連絡を取り合って、それはそのところに避難せざるを得ない状況であれば避難所で利用させてもらうというようなことで考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） これから、今も雨降っていますし、これからまだ台風がきたり、雨の心配もありますし、年々いろいろな被害というのが雨の降り方も局地的になったり、いろいろなことがありますので、やはり町民が、私たちがこういう場合もきちんと対応していただけるという、いろいろな町の施策の中でいろいろなことが進んでいるということがいろいろなことを想定して準備をしなきゃいけないということだと思いますので、今いろいろミサイルのことから水害のことからいろいろなこと伺いましたが、全部ひっくるめて、いかに町民の安全を守るかということになるとは思いますので、これからも一層状況をきちんと把握して整備、検討しなきゃいけないことなどはきちんと検討していい方向に持っていきたいと思っています。町長、全体的に何かありますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大きくは2点の質問があった。①から③までありますけども、一つはJアラートの問題であります。8月29日に北朝鮮はミサイルを発射して襟裳沖上空を通過したということで、国はもちろんですけども世界的に今その対応に、今日決議されたはずですけども国連で石油等の一部を除いてはですね、ほぼ全面的に核の実験と、あるいはミサイル発射等については強く世界的に抗議をするという状況になっております。実はこのJアラートにつきましては2007年に運用が開始されておりますので、ちょうど10年、人工衛星から国が瞬時の危険な状況の中で各自治体に対して送信するという仕組みがなって、実働されてから10年たっております。今回、北海道と東北と北関東などに12道県でこのJアラートが作動いたしました。同時に発射から4分後の午前6時2分こういうアナウンスしているわけです。北朝鮮からミサイルが発射された模様でありますと頑丈な建物や地下に避難してくださいという通報も関係する自治体の全てに何らかのかたちで、Jアラートはもちろんそうですけれども、テレビ等も含めて実施してきたと。しかし実際には届いていなかったとか、あるいはちょっと作動されていないということもありましたけれども、これらについても戦時中ではありませんので、いつどんなかたちでということは非常に難しいのはありますけれども、国はやはり破壊する兵器等も含めてですね、迎え撃つというようなことも考えているようでございますけども、いずれにしてもJアラートが差し迫った危険を国民に広く伝えるということで実施されていることとございますので、それらと一層連携をとりながら進めていかなければならないというふうに思

っております。二つありまして、一つはサイレンであります。これはご存じのとおりアナウンスできない、火事なんかの場合については。例えばそれはプライバシーの問題等も含めて難しいということで全体的に全国の消防は今、どここの場所で火事が発生しましたということではできない状況であります。しかし防災関係で今回のような北朝鮮のミサイルが出たときには、これはサイレンを鳴らすということも検討しなきゃならないんじゃないだろうかと。一部事務組合の北見消防組合で訓子府、置戸、そして北見の中で統一的なやはりサイレンの14秒間鳴らすということも含めてやはり統一的な対応をしていかなきゃならないんじゃないかと。これは近々の中で今、1市2町の市長、町長含めてですね、消防長も含めた対応がこれから求められていると私自身は思っておりますので、これは具体化に努めてまいりたいと。さらにまた防災無線等についてはまだうちの方では設置していないということもありますので、これらについても予算これから策定期間に入りますからどのぐらいの経費がかかって、どういう状況の中でより多く町民の方にこういった情報が広報できるのかということも含めた検討の中で予算措置については再度検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。災害の防災の関係については河端議員おっしゃるとおり、いろいろな土石流の問題とかいろいろありますけども、より町民が現状を把握して、そして瞬時に行動ができるような体制をどうやってつくっていくのかという各実践会、町内会で組織づくりを今、少しずつ進展してきているということも事実でありますし、警戒体制でいったら、うちの町で今急がなきゃならないのは2点、2点というよりも1点といった方がいいんでしょうか、常呂川と訓子府川に警戒レベルの水位計がないんですようちの町は。これは去年の8月の台風から、例えば上常呂と置戸の境野にはあるんだけど、こういう警戒レベル警報を発信できるような、そういうメーターがないということは開発建設部等についても強く今要請して、これから開かれるであろう自民党の政調会でもこれらについては強く求めながら、やはり町民も含めてどの推移になったときには危険なのか、あるいは・・・

○議長（上原豊茂君） あと1分です。

○町長（菊池一春君） はい。ということで順次より具体的により瞬時により安全安心のための具体的な動きを進めていっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） やはり町民が安心して暮らして、この町で暮らしていけるということには防災、それからいろいろなことも含めて、町が取り組まなきゃいけないことが多々あると思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、ただいまから一般質問通告書に従いまして、この度の一般質問は2点について町長にお伺いをいたします。

まず初めに、第1点目でありますけども、第23回「全国小さくても輝く自治体フォーラム」の本町開催についてお伺いをいたします。

今年8月1日に行われました臨時町議会での町長のあいさつの中で「自治体フォーラムの会」主催の第23回「全国小さくても輝く自治体フォーラム」を本町で開催することになると述べられました。

このフォーラム開催に当たり、次の事項について町長にお伺いいたしたいと思います。

まず一つ目でありますけども、フォーラム開催の意義について伺います。

二つ目が、フォーラムの規模やどのような内容になるのか、現時点でわかっている範囲でお伺いをいたします。

三つ目ですが、本町開催に向けた受け入れ準備を含めたスケジュールはどのようなものになるのかお伺いいたします。

以上、3点です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第23回『全国小さくても輝く自治体フォーラム』の本町開催について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「フォーラム開催の意義について」のお尋ねがございました。

このフォーラムは、全国の自立を目指す小規模自治体が自立の目的と課題を共有し、住民を元気にし、地域を活性化するなどの実践を研究・交流し、小規模自治体が国土の中で果たしている役割、特徴ある行政実践やその継続・発展のための条件整備について、内外にアピールすることを目的に全国から小規模自治体や趣旨に賛同する個人を集めて開催しているものでございます。

議員もご承知のとおり、本年度は7月7日、8日の2日間の日程で、鳥取県岩美町において、第22回フォーラムが開催されたところでございます。

今回は、特に、人口減少に向き合い、田園回帰の潮流を呼び込み、地域資源を生かした体験旅行などの着地型観光や移住者による仕事おこし、住民の手による地域運営組織を設立する事例を学び、住民に身近な自治体として、住民とともに、住民が幸せになる地域づくりを再確認し合い、全国にアピールしたところであります。

また、今回のフォーラムで来年度、第23回目のフォーラムを本町において開催することが決定されました。

お尋ねのございました本町開催の趣旨に関しましては、人口減少、少子高齢化、産業構造のゆがみなど、さまざまな問題や課題を抱える全国の小規模自治体が一堂に会し、民主的な地方自治の実践、持続可能な地域づくりを目指した取り組み事例などを発表し合うことに加え、本町の地域特性や実情を踏まえた行政実践の紹介などを通じ、自治体運営に対する意識を高め合うこと、自治体間ネットワークを強化すること、議員の皆さまや職員など自治体関係者の研鑽^{けんさん}が深まること、地元の皆さまの住民自治や小規模自治体の自立可能性に対する意識がより高められること、さらにフォーラムの開催意義や本町の行政実践な

どが全国にアピールできることなどが期待されることから開催するものでありますのでご理解を願います。

2点目にフォーラムの規模や内容について、お尋ねがございました。

本年度開催のフォーラムには170人弱の参加者がございました。

開催日程や関係自治体の事情などにより変動すると思いますが、200人規模での開催となるのではないかと予想しております。

内容につきましては、記念講演、分化会、交流会、シンポジウム、アピール採択などとなるのではないかと予想しておりますが、主催はあくまでも「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」でございますので、今後、事務局と詰めていくことになろうかと存じます。

3点目に開催に向けたスケジュールについて、お尋ねがございました。

今のところ来年7月中旬の週末を予定しておりますが、開催内容と合わせて事務局側と詰めてまいりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは3点についてお答えをいただきましたので、基本的に今の現時点で突っ込んだというか、中身に入っていきような議論というのは、なかなか難しいかなというふうに思いますので、現時点で考えていることを質問させていただきたいと思います。

まず一つは、この意義も含めて、まさに小さくても輝く自治体フォーラム、この団体も含めて、そこが主張している内容というのは、非常に現在の地方自治のありようも含めて、あるいはこういう小さな町がどういう現時点、大きな世の中の動きの中で現時点で果たしている役割といいますか、将来に向けて指し示す方向というのは、非常に大事なものを含んでいるのかなというふうに私は思っているところであります。そういう意味からしましても、これが訓子府町で開催されるということは、非常にある意味、本当によかったなという部分もあります。ただ問題は、やはり多少なりともあるのか、問題というか課題といいますか、あるのかなというふうには思っておりますので、その点について、まずお伺いをしていきたいと思います。まずこの本町開催の意義とかフォーラムの内容、今、町長からの答弁の中にもありましたようなことを問題は町民の人たちにどういうふうに周知と理解を求めていくのかということが大事になってくるのかなということを思っております。これはやはり、例えばそのフォーラムに参加した各関係団体、いわゆる自治体も含め、あるいは個人も含めて、やはり訓子府町でやっていただいてよかったなというふうになるのは、やはり受け入れ側としての町民の理解と、あるいは協力も含めたものがあって、もちろん当然自治体職員というか、役場の職員の皆さん方の頑張りも当然求められるところはあるかと思いますが、そういう部分では非常に大事なところがあるような気がいたしますので、この周知と理解をどう求めていくのか、その取り組みについて、どのように考えているのかをまず先にお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、ご質問がございましたけども、町民の方たちと理解いた

だくかという、協力いただけるかというようなことが課題ではないかというご指摘ございましたけれども、その点につきましては、私どもも同じようなことを考えております。今年の鳥取県の岩美町での開催なんかを見ますと、例えば交流会の場でですね、町民の方たちがいろいろお手伝いするだとか、例えば賄いの方を担当するだとかね、そういったいろいろな参加がありました。またフォーラム自体にも一般の町民の方たちも参加しているようでしたので、そういったかたちで運営といいますか、交流会であれば地元の特産物なんかもアピールする機会でもございますので、そういった場面で地元の方たちに参加いただくですとか、あるいはもちろんフォーラムの方にも一般に聞いていただけるようなかたちで参加していただくだとか、そういったかたちで多くの参加ができるような機会を設けるということが町民の方たちにもご理解が進む、深められるのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、できればやはり町民参加というのは、なかなかこういう大きな大会というか取り組みの中では難しい部分もあろうかと思っておりますし、こういう特に自治体フォーラムなんていうことになると、なかなかとつきづらいという部分も町民の中にはやはり多くの方、もしかしたら多くの方がやはりそう思っている方もいるのではないかなというふうに思います。ただ、やはりこの今回のこのフォーラム開催を一つの契機として、先ほど言いましたように、これからの自治のありようも含めて、そして自分たちの町をどう、自分たち、町民自らもつくっていくのか、つくり上げていくのかというところの考えるきっかけとなるようなことにするためには、やはり歓迎の意味も含めてでありますけれども、町民参加という部分が一定程度大きな役割というか意義を持つものではないかなというふうに私は思っております。

それともう一つは昨年120周年の事業ありまして、こういう事業をやるということになりますと、本当に職員の方々の負担という部分については非常に大きなものになっていくと思っております。今回のフォーラムについてもおそらく大変だと思う、そういう部分もあるのかなという危惧もありますので、ぜひそういう部分の職員の負担軽減も含めてやはり皆で担うというふうなかたちをとれるような、そういうプログラムをぜひ考えて、主催者側とを考えていただきたいなということが一つです。

それともう一つは、訓子府らしき、第一答の中でも第1回目の最初の答弁の中でも触れられていますが、本町の地域特性や実情を踏まえた行政実践の紹介ということも含めて書いてありますが、現時点で本町の行政実践、全国にどうかたちでどの項目でどのような中身で伝えていきたいと、私たちの町はこういうこと、これで何かこう頑張っているんだと、全国に訴えていきたいんだというものがあるとすれば、現時点でちょっと答えられるものがあるとすれば、ちょっとお答えいただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭の質問にもありましたように、町民参加、より多くの町民の方々にこの第23回の全国フォーラムを成功させる意義というのは、私はあると思っておりますので、これは今9月15日に事務局がまいりますので、これらと詰めながら、主催者側と開催地との中身の検討に入っていきたいというふうに思っているところでございま

す。実は今、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会の会長は宮崎県綾町の前田穰町長であります。この数年の間に3回ほど訓子府町に来ております。私たちは当たり前のように思っているわが町のいろいろなさまざまな現状については、非常に感動して帰られて、一度やはり多くの全国の市町村長に規模は別としても、やはり訓子府町を見てもらいたいというのが会長の中にございまして、その一つは、循環型のまちづくりというのは綾町はもちろんのことでありますけれども、いろいろなところで実践されている。そしてまた今回やった鳥取県の岩美町なんかをみてみますと、島根、鳥取等については人口減少を克服しつつあるというのが、これ過疎といわれる町で人口減少を克服しつつあるという実践的な事例がたくさん報告されています。私は前からも議会の答弁でお話をさせていただいておりますけれども、例えば農協を中心とする8農協が合併して粗生産額が170億円に達している今、本町の農業の状況というのは循環型の農業と対比するわけではありませんけど、あらためてその真意を全国に発信して問うということも大事な課題発見になるのではないのかなというのが1点目です。それから財政の問題であります。財政問題は先ほど私どもの財政状況の報告を企画財政課長の報告でありましたけども、実質公債比率がやっと今7.2までなってきましたから、安定的な財政運営をしていると。しかし綾町等の全国の優れた実践というのは非常に財政的にも豊かな財政運営をされている一つのモデルケースとして、こういった町の財政運営というのはされているということもありますから、あらためてうちの町の財政の問題やこういった今までこの10年間やり遂げてきたことも含めて皆さんの中で議論を深めることができれば良いなというふうに考えております。そして今年、憲法施行と地方自治法施行70周年であります。議会でもご報告させていただきましたけれども、憲法、地方自治法70年を迎えるに当たって、これからの地方自治体はいかにあるべきかというご示唆をいただきたいという講演会を11月の今の段階で22日ということで予定しております。講師は東京大学の名誉教授の大森先生に来ていただくということで、ほぼ内定させていただきました。同時に今、議会の活性化委員会等で議論をしていることと思っておりますけれどもそれら、それからまちづくり条例等含めて、大森先生からある意味での地方自治のありようのご示唆をいただければいいのではないかと。それらを受けながら私はこの全国の自治体フォーラムがあらゆる角度で先進地といえるかどうか、うちの町はわかりませんが、農業の産業、それから最近のことでいいますとこども園の例えば照明学会賞、それから林野庁長官賞、今、道庁の赤煉瓦賞の候補の中から五つに選ばれておりますので、これらも含めて非常にこのこども園については全国的注目をされているという評価も前田会長の方からもいただいておりますので、これら等含めて整理をさせていただきながら、私どもの町が、またこのオホーツクが何を発信していくべきなのかということ管内の町村会とも協議しながら多くの参加者を募って、私どもでいいますと、東川で開催して以来の北海道開催になると思っておりますけれども、ぜひ来た方々が学び、そしてお互いに共有し合いながら次のステップに進めるような集会といたしましうか、フォーラムの会にしていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この問題については、この程度というか、最後に一つだけお伺いして、このフォーラムの全国大会についてはやめたいと思うんですが、この内容について

は先ほどもありましたように主催者側がこれから事務局レベルでいろいろなかたちで内容を詰めていくとは思いますが、例えば東川のときには私もちょっと行かさせていただいたんですが、やはり記念講演はもちろんですが分科会だとか交流会等、やはり中身の濃い、そして多様な分科会があることによって、いろいろな人たちが、自分の興味のあるところ、そういう人たちがどんどん参加できるような仕組みというのは、やはり作っていかざるを得ないのかなと、そういうものがあればさらに充実するのかなというふうに思うところで質問なんです、例えば今回、それは事務局、主催側が考えることだと思うんですが、受け入れ側としても例えば近隣自治体に対する呼びかけと言いますか、例えばこちらでいけば置戸町だとか北見市だとか津別町だとか網走市だとか、この管内の、そういう部分に対する呼びかけだとか、あるいは大学、研究者の方たち、例えば東京農大だとか、北見工大だとか、日赤看護大だとか、その中身にもよりますが、さまざまなそういう豊かなさまざまな21世紀を生きるわれわれにとっても、こういう小さな町がこれから頑張っていくかざるを得ないのか、頑張っていくかきやいけない、そこにもやはりいろいろなかたちで結び付きも必要になるのかなという思いの部分もありますので、そういう部分に対する働きかけなんかはどういうふうに考えているのか、これを最後の質問にして、この問題は終わりたいんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほども言いましたように9月15日に事務局の事務局長が来ますので、日程、中身等のある程度の骨子を決めていきたいと思えます。その上で町民、あるいは全道、全国に発信をしていきたいというふうに考えています。少なくとも参加するしないは別として、3市15町村の期成会、あるいはオホーツクの町村会等にもお話をさせていただきながら広く参加できるような状況を作っていきたいと考えています。もちろん研究者も同じでありますので、道内大学校はもちろんですが、広く呼び掛けていきたいというふうに考えておりますのでご理解賜りたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひこの大会がせっかく訓子府でやるんでありますから、やはり意義あるというか、よかったなど、町民にとっても何よりもかにより町民の方たちにとっても、やはりこう本当によかったといってもらえるような、そういう取り組み、決して背伸びはしなくてもよろしいので、本当にこう地に足のついたような、これまでの実践をやはり一度自分たちなりに振り返っていただけるような、そういう場でもやはりしていく必要があるのかなというふうに私は思っていますので、そういう点で事務局ともちょっと協議をしていただければと思っております。

次の二つ目の質問に入っていきたいと思えます。

二つ目の質問ですが、第7期介護保険事業計画について質問いたします。

2018年度から2020年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定が現在進められていると思えます。

第7期計画には、今年5月に成立した「改正」介護保険法や地域医療構想を踏まえて計画化する事項が新たに加わると思われています。

次の項目について町長にお伺いいたします。

一つ目ですが、第6期計画の現時点での評価と課題をお伺いいたします。

二つ目ですが、第7期計画に「改正」介護保険法や地域医療構想を踏まえた計画が加わるとありますが、その内容をお伺いいたします。

三つ目ですが、第7期計画における介護保険料と利用者負担についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第7期介護保険事業計画について」3点のお尋ねをいただきました。

まず1点目に「第6期計画の現時点での評価と課題を伺いたい」とのお尋ねがございました。

現時点での評価としましては、第6期計画の介護保険サービスの利用状況について、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、リハビリを行う「訪問リハビリテーション」および医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、医学的な管理や指導を行う「在宅療養管理指導」の伸びが計画を上回って推移しておりますが、施設サービスを含めほぼ計画どおりの利用状況となっております。

また、第6期の前倒しとして、特別養護老人ホーム静寿園の増床およびデイサービスの増築の基盤整備の拡充を実施し、待機者の解消を図っております。

地域支援事業については、第6期計画から、理学療法士等が身体状況に応じた個別運動プログラムを作成し、自立した日常生活を送ることができることを目的に運動等を行う「筋活クラブ」の実施や健康づくり・介護予防を学び、実践するための「いきいき百歳体操」「ふまねっと運動」「ささえあいサポーター養成講座」等の事業展開を積極的に実施しております。

また、本町地域包括支援センターの保健師と北見赤十字病院の医師・看護師による医療と福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」では、認知症の疑いのある人等のご家庭を訪問し、より良い介護サービス等が受けられるよう初期支援を行う新たな取り組みを始めています。

課題としましては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視点に立って、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築を進めているところですが、特に医療連携・生活支援サービスの拡充において体制を整備中で、第7期に向けての課題と考えているところであります。

次に、2点目の「第7期計画に『改正』介護保険法や地域医療構想を踏まえた計画が加わるとあるがその内容を伺いたい」とのお尋ねがございました。

介護保険法の改正としては、大枠として「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」が明記されました。

本町計画に係る部分として「地域包括ケアシステムの深化・推進」では、一つ目に「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」として、市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて、国から提供されるデータを分析の上、介護保険事業計画を策定し、介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載することです。

二つ目は「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等」ですが、内容については今

後策定委員会での検討が必要です。

また「介護保険制度の持続可能性の確保」については、「2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする」という規定が整備されました。以上が今回の改正のうち本町に関わる内容と推察しています。

3点目に「第7期計画における介護保険料と利用者負担について伺いたい」とのお尋ねがございました。

第6期計画では、第6期推計と同条件と仮定した場合、第7期介護保険料基準月額については、4,900円と見込んでおりますが、第6期計画からの人口推移修正、制度改正に伴うサービス負担額の推移や介護納付金の総報酬割の導入などの修正をし、策定委員会で協議することになります。第7期の介護保険料につきましては、これからの算定となりますので、現時点ではお答えすることができませんのでご理解願います。

また、利用者負担については、年金収入が340万円以上の方が3割、280万円以上340万円未満の方が2割となり、サービス利用率の高い後期高齢者医療制度被保険者では、3割負担の方が14人、2割負担の方が7人と見込まれます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは何点か全体をとおして、順番にということにはちょっとならないかもしれませんが、何点か再質問したいと思います。

まず初めに第7期の計画策定に向けて、第6期もそうです。これまでもそうだったんですが、策定委員会というのを作って、その中で協議をして計画を作り上げていくということになっていますが、第7期の計画に向けての策定委員会というのはいまもう設置されているのでしょうか。先にそれをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 既に第1回目の策定委員会を開催しまして、アンケートをとっておりますが、その内容について議論していただいております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。次に、中身に入るといえるのか、本題に入っていくようなかたちになるんですけれども、ここで最初に第6期の評価と課題についてお答えいただいたんでありますけれども、この中で特に評価については答えられておりますので、内容についても理解できるなというふうに思います。ただ課題としてはということと、その課題も後段で述べられておりますが、第7期に向けての課題と考えているところでありまして、特にその中身というのは、いわゆる団塊の世代が75歳以上となるというところから始まりまして、そのために地域包括ケアシステムの構築を進めているが、特に医療連携、生活支援サービスの拡充において、体制を整備中だという、これが課題なんだということになります。もっと具体的に課題の内容をもう少し詳しく、わかりやすくお答えいただければいいかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 課題としまして、医療連携、生活支援サービスの拡充、この2点を町長の方から答弁させていただいておりますが、まず医療連携の方でございま

すが、平成27年の介護保険法の改正によりまして何点か平成30年4月までに実行しなければいけないというプログラムが組み込まれておりますが、本町においては医療連携につきましては平成30年4月からの実施とさせていただいております。それにつきましては在宅医療と介護連携推進事業としまして8点の項目がございます。一つ目としましては地域の医療介護の資源把握、二つ目としましては在宅医療介護連携の課題抽出と対応策の検討、3番目としましては切れ目ない在宅医療と介護の連携体制の構築、4点目としまして医療、介護関係者の情報共有支援、5点目としまして在宅医療、介護連携に関する相談支援、6点目としまして医療、介護関係者の研修、7点目としまして地域住民への普及啓発、最後の8点目としまして在宅医療介護連携に関する関係市区町村の連携としまして、これらを平成30年4月から実施することに向けて既にもう調整中であるとは30年の4月を迎えられるという状況でございます。それとあともう一つの生活支援サービスの拡充におきましては、これは現在協議体の中で足の確保ですとか除雪の問題ですとか、そういったことについて今、検討中ですので、そういった内容をまた第7期の介護保険計画に網羅していかなければいけないかと思ひまして、ここでは課題と捉えております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○7番（工藤弘喜君） 今、課題について若干、本当に大切なことなんです、平成30年4月からこういうかたちで本町としては進めていきたいということで整理されているということが答弁にありましたが、例えば今回の、次の質問ともちょっと関わってくるんですが、今回のいわゆる第7期の事業計画の中に先ほどもいっていますけれども、いわゆるこの改正介護保険法とか地域医療構想というのを含めなさいと。それを具体化するような計画を立てなさいというふうなことがありますよね、入っていますよね、その中で例えば地域医療構想等含めて、あるいは包括支援との関係もあるんですけども、例えば国の方、今回出してきているのは、特にこの介護保険を巡る制度の見直しということであれば、非常にこう急激にどんどん変わってきていますよね、ここ近年。せっかく各自自治体で町民も巻き込んでいろいろなかたちで、こうしていこう、ああしていこう、こうすればいいんじゃないかといったことが、次から次へと制度が変わったり中身が変わったり、急激にこう、対応に戸惑うような部分というのがすごくあるんでないかと思ひます。今回の第7期に向けての、この地域利用構想も含め、そして改正介護保険法ということになれば本当にこの今言っていたことが可能なかどうかも含めてね、見直しをせざるを得ない状況が出てこないのかなというふうに思っています正直。この辺、もっと言えば、例えば医療介護の関係であれば一体的改革ということで国の方では例えば療養型の病床削減ということになっていますよね、最終的には医療介護院だか何かそういったものを作って、そこにどうしてもとという人は入ってもらおうと。そういう構想もしている。もっともっと基本というのはいわゆる入院から在宅へ、医療から介護へ、その医療のものが、医療で今までやってきたものが介護の現場でやりなさいというふうな状況にも置き換わってきている。これが今やっている中身だと思うんです。その改正の中身というのは。そしてもう一つは今度、介護からボランティアにいきなさいと。それは何かといったらいわゆる包括的支援も含め、さまざまな町の取り組みがボランティアを主体としたものに移行していきなさいという大きな大きな流れが今回の改正の中に組み込まさって、それをもとに第7期の計画を立てなさい

ということになってきたときに、本当にこれが大丈夫なのかなど。第7期の計画が策定委員会の人も含め、あるいは町民のいろいろな声も聞きながら、当然立てていく、本当にいいものを立てようとしてするんですけれども、そういう中で本当にそれに願いに応えられるようなことができるのかどうか。これがやはり自分自身でいろいろみてて心配だなと思うんですが、その辺の見解というか考え方についてはいかがでしょうか。そういう議論というのは策定委員会の中でも起きていないのかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 策定委員会の中ではまだ1度しか今回開催されておりませんので、その中では先ほどいいましたようにアンケートの内容についてのお話でしたので具体的な内容についてはこれからの検討課題となっております。議員おっしゃいますように、どんどん介護に対しての国の考え方が変わってきておまして、要するに費用負担、それにつきましてもどんどん国から市町村へ、市町村からご本人といいますか、ボランティア、住民も含めた、そういったところの負担に重きが変わってきているという状況であるのは間違いないと思います。ただ、本町におきましては、介護の資源といいますかね、医療機関の資源につきましても、例えば北見に依存しているところもかなり高いですし、そういったところから、他の町にはない、入院病棟がない町ということで、他の町にはない課題もたくさん多くあります。そういったこともありますので、介護保険計画の中には国が求めているような大きなお題目のようなものはどうしても書くことはできないとは思っております。本町に合った介護保険計画というのを考えておりますので、それはこれから考えていかなければならないところではありますけれども、ただやはりボランティアについての求められるものというのが大きくなってきているというのは事実ですので、そういったところではできるだけ自発的な皆さんのそういう意識を高める、そういう方向でもっていきたいとは思っておりますので、無理のないといいますか、どうしても制度的な改正につきましては、国から求められているように2割負担を3割負担ということはどうしてもあるんですけれども、介護保険計画の中身につきましては本町に合った計画をこれから策定委員会の中でも検討して策定していきたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 課長が答弁されたように本町の実態と全くそぐわないことをやれといってもできるわけではないし、またそれを計画に入れるということも当然できないことを書くわけにもいかないという部分では本当にそのとおりでないというふうに思います。ただ全体としてこれから増えるであろう高齢者、いわゆる介護のお世話にならなきゃいけない部分含めて、どういう姿がということになれば、例えば今、全体として国もいっているし、大きな流れがそっちの方に向いているのは、今まで本来は介護保険法ができたときには介護の社会化というか、社会がみていくんだという方向がどんどん変わって自助、共助、公助というの、今はその他に今は自助、互助、共助、そして公助みたいな、そういう流れの中において、公助がどんどんその部分が小さくなっていく仕組みですよ、問題は自助も公助も互助も決して誰かが否定できるものではないんですよ気持ち的には、みんなで助け合って支え合っていくというのは当たり前のことだし、やっておかしいわけでもないし、本当はもっともっと進められるべきだと思うんですが、ただこういう社会保障制度の中でそれを根幹に据えるということがやはり大きな間違いが起きないかということだと私

は思っています。例えばやはり制度は制度としてきちんと構築しながら、その制度、そんないい制度があっても、やはり隙間ができたり、いろいろな場面からこぼれる部分を補うという部分では自助も必要だし互助も必要だし、お互い支え合う、それから共助というのにも必要になると。そういうやはり発想に置き換えていかないとだめだと思うんですよね。だからそういう面では誰しもが否定はできないんだけど、それだけを根幹とした介護保険法の問題というのはやはり大きなそれをやろうとする自治体の負担、何よりもそれを期待している町民の方たちの失望というのかな、やはりどんどん介護保険料を納めていながら介護保険の世話になれないという、もう現実には要支援の問題含めて、総合事業の中で、後でもちょっと聞こうと思っていたんですが、そういうかたちに置き換わってきていますよね。だからこの辺を、ここでいくら議論しても正直なかなかね、前に進まないんだけど、やはりその担当レベルでもやはりそこそこの課題をみんなで共有しながら上げていくところをやはり声を上げていくということをやったり地道にでもつなげていくということが特にこの介護の問題でいけば大事なというふうに思います。これ始まるとやはり一生のものになると思うんですよ、介護の実際介護に関わっちゃうと、やはりそういう長いスタンスで病気が治ったとか簡単なものじゃないんで、そういう部分の意識というのは、やはり必要になってくるんじゃないかなと思います。そういうことと合わせて、もう1点、今回の中では、いわゆる高齢者の介護という高齢者の問題じゃなくて、今回の包括的に福祉のあり方の見直しをしていますよね改正の中で、結局、介護保険の問題ではなくて、もっといえば障がい者、障がい児のサービスも含めてこの中でみなさいよと、計画立てなさいということになっていませんか。ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 先ほど町長の方からも申し上げましたように地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進というものがあまして、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、これらの法律に基づく今までのサービスを一体化したといいますか、同一事業所でサービスを受けやすくするための、そういう共生型サービスというものが位置付けられるということになりました。すぐに関係してくるのが住所地特例、これがすぐに関係してくるところかとは思っております。ただ、この共生型サービスにつきましては、今この情報が提供されたのが先月のテレビ会議というもので、総合振興局の方で担当者が聞いてきているんですけども、そこで一度聞いただけですので、中身についてはこれから下りてくるところでございます。なのでちょっとこの辺はこれからいろいろ情報をとりながら検討していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思ます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 社会保障とかそういう介護含め、医療も含めてそういうなんですけど、こういったものというのはやはりそこだけで全てが解決できるものばかりではないんで、連携しながら社会福祉の状況、いわゆる施策も含めて考えるというのはわかるんですけども、ただこれまで進めてきたいろいろなさまざまな施策がやはりそうになっていなかったし、例えば高齢者の介護の問題と、いわゆる障がいを持っている子どもたちの問題、あるいはもう一つは障がいをもっている人たちの大人の問題、例えば65歳を過ぎちゃうと障害の該当になった施策で該当になっていたものが介護の現場に置き換わってしまうと、

そうなったときにどうなるかといったら負担の問題含めて、これは当然出てきますよ、だからそういう部分のきちんとした精査もない中で本当に自治体は大変な、利用者の不満も不平も受けていかなきゃいけないし、何よりもその人たちに対する手当をどうするかということが求められてくるんだと思います。だからそういう部分では、やはりこの問題については確か今年の7月に厚労省が全国の担当課長を呼んで東京で何かやっていると思うんですよ、こういうふうになりますよと今回の改正は。そのときに説明があったと思うんですけども、おそらく北海道の担当課長にしても大きな戸惑いはあったと思うし、これをどうやって各市町村に説明しようかと相当悩んだんではないかなというふうには思いますけれども、そういった部分も含めて、やはりとんでもない大変なことが今、自治体、でそのしわ寄せが住民にくるといふ、そういう部分をやはりどこかできちんと押さえながら介護事業計画をやはり策定していただきたいなというのが私の思いです。それでこの点について、まだまだちょっと用意してきたものというものはあるんですが、もう時間もあまりないんで負担の問題に最後の方にいきたいなと思うんですけど、保険料と利用者負担についてなんですが、第6期計画の中での事業計画の中では若干触れていましたね、4,900円になるんでないかと7期は。8期はもっとちょっと上がると。これはいわゆる介護保険料というのは法定で決まっています二十数%が利用者からというか1号被保険者から、そういうところからというそういう決まりがありますから、全体の給付の、それをそういうかたちで分けていくと、だからこれはいろいろあるんですが、どうなんでしょうかね、細かいことで今質問してもどうしようもならないんですが、この利用負担の考え方をちょっとお聞きしたいなと思います。利用負担というか保険料の負担でもそうなんですが、現在のところ先ほどの答弁で例えば介護保険料はまだ現時点でちょっと何ともいえないということになるんですが、やはりこれはサービスの見込みが立たないということなんですか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） サービスの見込みはこれから立てていくことになりますので、そういった意味でまだこれからということ答弁させていただいております。この4,900円につきましては、若干変動はあろうかとは思いますが、今のところは担当者のレベルとしては、このベースでいけるかもしれないという段階では考えております。なので介護保険料につきましては、今4,200円ですから、それからみるとちょっと大きくというか上がってしまうんですけども、他の自治体からみるとそう高くはないところで抑えたいと思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 抑えたいというか抑えていただければというふうには思うんですが、新たな条件が、例えば先ほどからいっているようなことも含めて、さまざまな介護保険を巡る条件、状況が変わってくる中でやはり不確定というか、なかなか今後3年間のというのは難しいんだろうなというふうな思いもいたすところです。ぜひ何とかこれを抑制できるような方向で検討というか、していただくのが一番ではないかなと。簡単に4,900円、他の自治体からみてもというけれども、やはりなかなか負担する側にすると年間の金額となるとこの介護保険料だけではなくて、例えば病院に通うとか、さまざまな問題も出てきますし、そういう部分も含め、あと年金の減額の問題も含めてあると思います。

それともう一方で当然出てくるのがサービス料という利用者負担、この問題がありますよね、これでいくと2割の部分の本町の場合こうだと、いわゆる後期高齢者のあれを例にとって7人と14人とかって出てましたけれども、この問題で例えば2割負担になっていきますよね今ね、それ段階があるんだけど、金額によって違うんだけど、その2割負担になってからの利用抑制というのはなかったですか。特養も含めた施設介護も含めた中で、2割負担になって、ああやはり続けることができないとか、そういう状況、声なんかは聞いてはいませんか。どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 相談の中ではそういう話もあるのかもしれないんですけども、ちょっと私のところには2割負担だから受けられないとか、そういう話は報告としては上がってきておりません。なのでおそらくそういった実態は今までないと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 例えば施設の場合でいけばなかなか増えたからしたら次ということには当然難しい問題、そう簡単にいかないというのがありますから、そういうことはわかります。ただ、例えば施設以外でも例えばデイサービスとかホームヘルパー、通所介護、あるいは訪問介護、その関係等含めて、やはりこの利用負担の考え方というのは利用に応じて負担が決まりますよね、一定額を納めればどんなサービスでも受けれるというのではなくて、お金の合わせて、自分が払えるお金の合わせて自分が必要なサービス、ここまでお願いしたいんだけど、お金の合わせて最低限のこれだけはしてもらおうという仕組みですよ、いわゆるもう限度額もあるからあれなんだけど、ただその限度額を超えた分についてはまた徴収されますけれども、基本的にはサービスの利用というのは必要に基づくものではなくて負担能力によって決まってくるという捉え方はどうでしょうか。やはりこの介護保険の今の中にはあるんでないかなという気がするんですよ。その辺の考え方はどうでしょうか。そういう声というか、町民の思いなんかというのは聞いていませんか。どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 1割から2割負担になったからということではなく、1割負担の中でもやはり回数が増えると負担が増えるのでとかという話は耳にはします。そういう意味では耳にはしております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今回のこの負担の問題は2割負担の人だけではなくて、1割負担も含めて例えば自分がたまに今回の議会に向けて、9月議会に向けていろいろな人たちの話を聞くというような自分も今の状況から今回はちょっと誰の話もちょっと聞けなかったんだけど、それ以前にちょっと聞いた中では例えば年金でも、もう一定程度本当に80も90もなるようなデイサービスに通っている方の中にも本当に月々4万円ぐらいの年金しかないという、もらっていないという、そういう人たちもいます。1割負担でどういうふうにサービスを決めるのかといったら本当はここまで家族も含めてという思いはあるみたいなんだけど、やはりあるもので、ある範囲でしか、払える範囲でしかやはりできないんだということも何か言っておられましたので、そういう面ではやはりこの応益負担という、そういう本質というのはやはりちゃんとどこかで捉えておきながら、利用料負担

というのも今後に向けてやはり考えていかざるを得ないのかなと。確かに制度的には二つ三つこうありますよね負担軽減のための、それは前の質問のときにも課長からだったか町長からだったか説明も受けていたんですが、そういう制度もありますけれども、基本的にはやはり自分が払える範囲でしかサービスが受けられないと。本当にその人にとって生きるかがあるような、あるいは素晴らしく何ていうのかな、毎日の日常がこう安心していけるような必要なサービスというところまではなかなか手が届かないという部分が今回の負担の考え方にあるというふうにもどこかで捉えておくことが必要かなというふうに私は思っていますので、その点をちょっと今回はその程度にとどめておきたいなというふうに思います。それで最後に町長に一言ちょっと質問して終わりたいなと思うんですが、今いったように介護保険制度も含め、福祉政策がどんどんこう、先ほどから何回もいっていますように自助、互助、共助、公助というその流れがどんどん下にいく、いわゆる公助になるにしたがって狭まっていくような中で、そして特に介護保険の制度の問題でいけば、やはり一番の問題点はこれから多くの人を対象になっていくであろう人たちに対して保険料を払っているのにいつまで介護保険制度のお世話になっていけるのかなと。そういう思いというのはやはり出てくるんだと思います。当然先ほどいっているように介護予防の関係ではもう介護保険制度から要支援1・2が外れていますので、そして総合事業とか、そういうかたちで町の単独事業になっていっていると。そういうことから考えると制度の信頼というのがやはりどんどんなくなっていくんでないかなと思いますけれども、そういったことも踏まえた取り組みが、あるいは対応がこの第7期の中でより練っていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺の最後に町長からお答えをいただいて私の質問は終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと5分です。

○町長（菊池一春君） まず1点目であります。私たち自身が考えていかなきゃならないのは、災害と違って自助、互助、共助、公助、すなわち災害はまず自分の身は自分で守るということが第一義的にはスタートするというのは当然のことだと思いますけれども、しかしこの福祉関係については、公助がどんどん縮小していくということが当たり前ではないということを私は自治体の町長として肝に銘じているところであります。それから、とはいいいながらも2000年にこの介護保険法が制定されて1割負担とっていたのがいつの間にか2割になる。今度、高額所得をもっている者については少ないとはいいいながら3割になる。私に言わせたら詐欺でないかと思うんだけど。しかしこれは国自体も予算の措置の全体の中で今のままでいったら介護保険の仕組みそのものが破綻するという問題もありますから、一概に批判はできないんですけども、しかし実態にわれわれの方からしてみると非常に危惧せざるを得ないという状況がもうますますひどくなってきているというのは本当のところでないかなというふうに思います。例えば厚生労働省の発表で総合事業に移行になる。例えば要支援1・2については自治体でやりなさいと。ボランティアも含めて自治体でやりなさいということでやっている。そうすることによって厚生労働省の統計では要支援1・2の数が減っているという結果が出ています。最近の白書の中でも。しかしうちの町でいいますと、訓子府町でいいますと要支援1・2は減っているかという、逆にいうと介護保険適用外といいながら、若干ですけどやはり増えてきているという

状況があります。すなわちそれは予防も含めたやはり介護に対する期待とそれから制度の拡充を町民として求めているという声がやはり大きいのではないかなというふうに私は思っておりますので、これらにどうやはり応えていくのかということが先ほど課長の方から医療連携とそれから地域支援の問題でも話がございました。医療でいうとこれは保健師たちが相当苦勞していますけれども、私どもの医療機関ともっと地域医療の発展と介護の問題で連携することができないかというアプローチも含めて今、開始されたところでございますし、もちろん医師会、それから日赤等の連携の中で認知等のさまざまなことを今、実際に始まっているところでございますので、いずれにしても国は公的な機関だけでは介護は体制はできないんだと。住民自らがやれるところのことをもっと積極的に拡大をしてくれという協議会なるものを積極的に推奨しているという実態はありますけれども、いずれにしても今後の第7期の介護保険はより住民の負担が少なくなるような状況をどうつくっていくのかというのは訓子府町のみならず1市2町の保健、介護関係の行政関係の詰めをさらにしていかなきゃならないなというふうに思っております。

それから最後になりますけれども保険料の問題です。これ4,900円というのは第6期のときに推計値で出したあれですから若干変動はあるかもしれませんが。しかしずっと介護のこの3年間の実績をみてみますと、ほぼわれわれの計画と実際の実績からすると、そんなに違いはないという結果、うちの町で今出ていますから、と考えていきますと、介護保険料の4,900円というのはやはり架空というか、空想ではないし、現実のものになりつつあるというのは本当のところですよ。今、管内で一番介護保険料の高いのは北見市です。5,600円ぐらいいってると思うんですけども、等含めて、安けりゃいいというものではないかもしれませんが、少なくとも2000年に始まったときは、訓子府町は2,800円ぐらいの介護保険料が今4,200円、そして4,600円になるということですので、これらも十分精査しながら、できるだけ町民負担が少しでも緩和できるような状況を作っていきたいと考えているところです。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで全体的な私の今回の質問は終わりたいと思います。特に今回3割負担という問題が、利用料の3割負担というの出てきているけれども、これを出したというのは私のうがった見方かもしれませんが、将来的にはやはり現在の原則1割負担を原則2割負担へする地ならしというふうにも見ていても間違いないのかなというふうに私は思っています。それと財源的な問題でいけばやはり大きな仕組みの中で財政の、国の財政のやはり入りと出をやはり今こそ見つめ直さなきゃいけないんだというところをもって検討せざるを得ない場面が今後出てくるのではないかなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。通告書に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず一つ目ですけれども、小中一貫教育についてお伺いします。

子どもたちを取り巻く環境や心身の発育はさまざまな変化を続けており、義務教育の多様性と柔軟性が強く求められていると思います。

義務教育の9年間で人間力の基礎が形づけられると思いますので、心身ともに健全な小中学生を育み、青少年期に円滑につなげるため、「小中一貫教育」は時代の要請と考えます。「小中一貫教育」について4点伺いますので簡潔な答弁を求めます。

1、小中連携教育と小中一貫教育の違いについて伺います。

2、小中一貫教育が求められている背景や理由をどのように捉えているか、また、それらとわが町の児童生徒の状況を比べた場合の認識について伺います。

3、現時点での小中一貫教育の主な実践事例に対する感想や評価について伺います。

4、現時点での小中一貫教育に対する検討状況と実施する場合の課題等について伺います。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「小中一貫教育について」4点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

国は、平成18年度の教育基本法の改正などにより、小中一貫教育への取り組みを進め、平成28年度からは小中一貫教育を行う新たな学校として「義務教育学校」を制度化したところです。

「義務教育学校」では、一人の校長の下、一つの教職員の組織が置かれ、義務教育9年間の教育課程を編成し、実施するものであります。

小中一貫教育校の施設形態では、一つの校舎で学ぶ「施設一体型」、同一の敷地内に校舎がある「施設近接型」、異なる敷地内に校舎がある「施設分離型」により設置することができます。

まず、1点目の「小中連携教育と小中一貫教育の違いについて」のお尋ねがありました。

「小中連携教育」については、小中学校がそれぞれの教育課程の中で、児童生徒の情報共有や交流活動を通じ、小学校から中学校への円滑な接続を目指す、さまざまな教育活動であります。

また、「小中一貫教育」は、9年間を通じた教育課程を編成した中で、系統的な教育を行っていく点が大きく違うものと認識しております。

次に、2点目の「小中一貫教育が求められている背景や理由をどう捉えているか。また、それらと、わが町の児童生徒の状況を比べた場合の認識について」のお尋ねがありました。

小中一貫教育が求められている背景や理由については義務教育の目的達成のため、子どもたちの日々の成長を着実に積み上げていくことが求められ、そのためには、小中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握した中で、教育活動に取り組んでいくことの重要性が増してきたことにあります。

また、子どもたちが小学校から中学校へ進学する際、学習環境や生活環境、人間関係などからくる精神的・身体的な負担により、うまく環境になじめないなども課題として挙げられています。

このような時代背景や課題への対応として、小中一貫教育が制度として導入されてきたことと認識しています。

本町の状況は、少子化や家庭力・地域力の低下などから、子どもたちを取り巻く教育環境がますます厳しくなっている中、幼児期から小中学校までの子どもたちの発達段階に応じた教育活動が重要であり、そのために現在もこども園と小学校、小学校から中学校のそれぞれの接続期において、幼小中が連携を図りながら、学習面や生活面でのきめ細かな学習環境づくりを行うことにより、小中一貫教育が目指す教育の実践にも努めているところです。

次に、3点目の「先進地の小中一貫教育の主な実践事例に対する感想や評価について」のお尋ねがございました。

現在、道内では1市14町で「小中一貫教育校」が設置され、オホーツク管内では、斜里町の施設一体型の「知床ウトロ学校」と小清水町の施設分離型の「小清水小、中学校」の2校が設置されております。

道内や管内での、小中一貫教育の取り組みは、まだまだ少数ではありますが、それぞれの市町村の学校環境に合わせた取り組みを行っており、小中学校の9年間を見据えた教育課程により、子どもたちに対し、きめ細かな学習活動に取り組むなど、その成果が表れているようです。特に、一つの校舎で小中学校を運営する「施設一体型」が、その教育効果があると考えているところです。

次に、4点目の「現時点での小中一貫教育に対する検討状況と実施する場合の課題等について」のお尋ねがございました。

私は、小中一貫教育は、小中学校9年間の子どもたち一人一人の個性や能力を一層伸ばすものと考えております。

しかし、小中一貫教育の大きな課題としては、教員の免許について、小学校と中学校の両方を併有することが原則であることから、小中一貫校としての教育課程やカリキュラムに応じた教職員の体制を整備していくことが課題とされています。

また、一体化を行う過程での、さまざまな調整事務を教職員が本来業務以外で行わなければならない、多忙化や多忙化感を生むことも想定されています。

小中一貫教育を進めるにあたっては、スタートしたばかりの制度であり、その成果や課題を検証し、本町の実情も踏まえ国や北海道の動向を見ながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今、4点にわたりご答弁いただきました。これからは少し小さい部分についてお伺いをしていきたいと思っておりますけれども、時間が制限ありますので、簡潔にお願いしたいことと基本的には責任者の教育長の答弁をお願いをしておきたいと思っております。

私は連携と一貫の違いということは答弁にもありましたように9年間の義務教育の期間を意識するかどうか、強く意識をするかどうかだと思います。意識をしたら当然9年間を通したカリキュラムだとか具体的にはさまざまなプログラムが逆に浮き上がってくるのではないかと思います。連携というと訓子府でも既に行われていますし、いろいろ前から、平均ですね、普通に考えると横のつながりという感覚がどうしても強いのかなと思います。一貫教育は縦の連続性を相当意識したものでありますから、1本の道のように9年間を考えて教育を進めるという点では似ているようだけでも実は違うのではないかなと。回答でもそのような回答がありましたので認識は共有されているんだなと思っております。教育委員会の体制整備といいますかね、連携でもなかなか難しいところはあります。それをさらに一貫で9年を通して考えていくと、その準備だとかマンパワーの体制だとか、いろいろありますけども、法の改正がもう10年も前に行われておまして、全国でさまざまな一貫教育が行われているわけですし、全国的にはどのような実施状況になっているか、管内のご案内いただきましたけれども、自治体数、学校数というのはなかなかあれだと思いますので自治体数ではどんな状況になっているか、わかればお願いしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 平成29年度の実施時点ですけど、全国で249校の小中一貫教育を実施しているように私どもの資料としては、そういうふうに捉えております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。全国の自治体は1,750ぐらいだったと思いますから、1,750余というか、だと思います。249ということだとぱっと計算すると14、5%かなと。間違いないと思いますけれども、ということでもあります。おそらく連携はですね、もっともって多くてですね、もう70%近く連携やっているんでないかと思いますね連携教育は。だから足すと84%、85%に連携と一貫を足すとそうなる。そして流れとしては一貫教育に流れていっていますから、一貫教育というのはもう時代の趨勢すうせいといえますか、時代の要請ではないかなと私思っております。それでこの6・3の義務教育の制度の中でやはり長い間少し不足しているなということから連携が始まった。これはもう紛れもない事実だと。それがもう70%の後半、80%ぐらいになる、いや70%後半ですね、そして一貫と足すと80%の半ばぐらいまでいくということから、連携をしながら一貫に向かっているというのは、これ紛れもない事実だし、文科省はそのような流れをいい意味でつくろうとして法の改正もしてきているということでもあります。もう10年以上前に教育基本法の改正がありましたので、多くがその方向にベクトルは向いていると思います。この向いているということについて単純な問いですけども、教育長のご認識はどうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに今の6・3制というのは戦後まもなくアメリカをモデルとして起きた制度で、そこから70年ほどもう過ぎていているという状況の中で、先ほどの答弁でもお答えしたように、その時代背景の中には子どもたちの体の発達や心の発達がやはりその当時とまた違う状況と、特に価値観がやはり違っているという状況の中ではやはりその、6・3制ではない背景が求められているのが、これは全国的というか、ただししかしそうはいっても今まで発達段階に応じて小学生、中学生の中で学習面や生活面をやってき

た、その文化というのはまだはっきりと残っていますから、それらを含めた中での今後やはり単純にそれを小学校、中学校を一緒にすればいいという考えでいけば、なかなかそこが効率を図れていないというか、効果が図れないと思っています私自身はね、だからそういうところはやはり必要だと私自身も思いますけど、それらを含めた中でやはり訓子府の状況に合わせたスタイルをやはり模索しながら調査、研究していくのがよろしいかと思っていますところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 答弁でもですね、なぜこれほど文科省、国ですね、国をはじめ、いろいろな教育関係者が学者も含めた人たちが一貫教育の大事さを強調するかということでもありますけども、答弁にもありましたように、いろいろな変化が起きてきております。戦後もう70年、6・3ということに私こだわっているわけじゃないんですよ。6年の小学校と3年の中学校、統合するなんてことはなかなか大変な、物理的には大変なことですから、ソフト的に一貫教育を捉えているわけですけども、背景を少し考えて、もう少し細かく考えてみるとですね、国際化、情報化の環境の著しい変動があると思うんですね。そして二つ目は「物強心弱」の社会減ってこれ「物強心弱」って私の勝手な造語なんですけど、ものが強く心が弱ってこんな言葉があるのかどうか、ないですよ、要するに金品だとかですね、そういったものが尊重というか優遇されてですね、人間本来もっている心の働きが、弱い風潮がすごく強い時代でないかと私は心配していて、その影響から子どもは逃げられないですね絶対、こういう状況が一つあるんでないかと思っています。それと三つ目は教育長も今言われたように子どもたちの発育のスピードアップへの対応が必要でないか。それと四つ目は9年の中を見た場合、小学高学年の5、6年生のころと中学1年生のこの3年間というのは私はちょっと小学校と中学校で分断されているんでないかなということもちょっと思っているんですね、当たっているかどうかはわかりませんが、微妙な期間であり、人間が成長する人間力をつける基本的な義務教育の中でのさらにその中のミドルの5、6年生、中学1年生のところに、こう何ていうんでしょうね、うまくいえませんが、階段でいえば段差の大きい状況が人間の発達の中であるんでないかと思っています。最後、たくさんありますけども大きく五つにまとめると、勝手にまとめると9年間の教育を総点検してもっと柔軟で多様なきめ細やかで子どもの成長に寄り添った貫いた思いで教育をもう一度認め直したらどうかと。こういうような大きくいうと私的には五つぐらいの背景があって、言葉はいろいろ違った言い方がされているし、重なってもいると思いますけども、これが背景にあるんでないかなと思っています、これらのことを訓子府の子どもに当てはめてみた場合、この五つの背景というか、教育長はどう日々、日々ですよ、感じられているか、訓子府の子どもたちは私が今、心配も含めてあげたようなこととどう整合してくるか感想で結構なんですけれどもお伝えいただければありがたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、山田議員の方から小中一貫教育を進める中での五つの背景や理由などについてお話をいただいたところでございますけど、私自身もやはりそういう時代背景の中でこのようなことは現実的には起こり得ているというか、うちの子どもたちにも全部ではないですけど、当てはまる部分ももちろんあるということで、それらの

ことを含めて私自身はやはり私の町では生まれてから義務教育までは教育委員会が所管しているということもあって、先ほどご答弁申し上げたようにやはり小、中だけではなくて、こども園から小学校、さらに小学校、中学校の接続期というところを重要視しながら支援を、学びの連続性とか支援の連続性を含めながら今やっているところで、その先にあるのは、9年間を見据えたという部分でいえば、その先が小中一貫教育というものがあるのかもしれないですけど、ただ、今の状況の中でいけば、やはりそれぞれの町の教育環境が違いますので、それがすごく小中一貫教育になるかどうかというのはまた別の話なんで、それらをやはり、議員は10年ほど前に教育基本法が改正になって制度ができたんだけど、もとはたぶん私立のイメージが非常に強くて、それを国公立の中でもそういう背景の中でも、そういう背景の中、それは少子化ややはりいろいろな状況がなってそうなんだと思います。それらを含めた中では私自身も将来的にはその辺のところも調査、研究を進めていかなければならないと思いますけど、現時点で即その辺のところをですね、やるかどうかということはまた別の話だと思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今、こども園の紹介もあって、こども園と小学校の連携もやっているのは承知、一定程度しているのも承知であります。こども園出たから、これ取り上げるとまた時間なくなっちゃうんだけど、こども園はね、まさしくね施設一体型の一貫教育、幼児教育そのものなんです。だから施設、元々幼保あったのが統合しましたからね、あれのように小中がいくとは私も思ってません。小学校、中学校を先ほどもいったように物理的に統合してですね、私立の学校のように、今度の制度改正で認められた学校のようにですね、統合してみたりということを私はいっているのではなくて、プログラムといいますかソフトの9年を見通した、後で具体的な話を少ししますけれども、そういうことはもうそろそろ準備をしておかなくてはいいかという立場でいっております。連携教育を別に否定しているわけでもないし、連携の先には、私は教育長と同じく一貫教育を見据えた今の連携だと私は思っておりますので、幼保の一環であるこども園、そして小中の一貫教育を見据えた一貫教育、連携教育の先の一貫教育、これはですね、当然つながりますし、当然つながるといってよりつながっているからそうするわけで、思想が繋がっていないとそういうことはできないと思いますので、よく連携をまず進めていき、一貫を研究するというので、まったくその点について異存はまったくない。ぜひ進めてはいただきたいなと思います。それで聞いている傍聴の方もですね、連携が一貫だと言っても、ぴんとこないと思います。それを一番私はおそれますので、少し具体的な質問をしなければならぬかなと思います。一貫教育の背景は大体訓子府の全員が子どもってことはありませんか、教育にしてもいろいろな福祉にしても対象がみんな一緒だなんていうことはあり得ませんから、概ねこういうことも背景にあるということでは共通の認識に立てたと思います。それで次に、一貫教育の今度、目標といいますかね、背景は大体わかっています。そしたら目標はどういうことがあるかということだと思っただけですね。これ今するしないの議論を言っているんでないですよ、研究を含めて、これからその方向へ向かってほしいと強い思いがあるから、今の時点でのご認識を全体的に質問しているわけで、今お考えの段階でのご答弁をお願いしておきたいと思っただけですけども、目標、背景があつて、さあその背景を受けて目標はあると思いますけども、教育長はちょっと考えられている一貫

教育をすとしたときの一つ、二つ、三つ、いくつでも結構ですからご紹介というか、いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） お答えが重複することもあるかもしれませんが、私自身は一貫教育は子どもたちの教育環境をまず充実させながら、議員もおっしゃっているように義務教育の多様性と柔軟性がやはりそこで図られるのではないかと。それとやはり子どもたちの、先ほど議員もおっしゃったようにやはり今、生きる力というところがやはり身に付けなきゃならないというところでいえば、それらと今言われている確かな学力だとか、そういう方策のやはり一つであるのではないかと。ただやはりそれと今、小学校と先ほど私、答弁したように、中学校が別々であることの課題もあるということで、そこが系統的だとか安定的に9年間をできるというところでいえば、この教育制度そのものはですね、理想かどうかは別にして、やはりうちの町では将来的には必要な部分は出てくるのではないかと考えているところであります。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 目標を今、何点かお示しいただきましたけど、全く私とかぶっている。かぶっているって私の考えていることと全然矛盾しないと思います。私の考えをちょっと出してみますと、心身の早い発達というご指摘ありましたように、心身の早い発達に合致した指導や教育を行うという目標が一つ、それと心も体も豊かで強く、教育長も言われた人間力のある子どもを育む。それと三つ目が子どもの多様な可能性を広げ青少年期にスムーズに橋渡しする教育をする。地域社会との連携もして教育をする。これコミュニティスクールとかオープンスクールとかいろいろありますけども、学校だけではもう駄目というか、学校を超えた地域の皆さんの力も協力も理解も得ながらやる。スクールサポーター事業なんかもその一つだと私は思っていますけども、それと国際力やコミュニケーション力、協調性を育むと。それと先ほどもちょっと言われていました学力の点で基礎学力、理解力の向上をあらためて図る。それと発想力だとか、応用力だとか、想像力だとかの基礎学力の展開というか活用を図れるような力を身に付けると。こういう、もっと表現はあると思いますけれども、割と学力と、私は学力が一番でないと思っていますけども、一番はやはりコミュニケーション力だとか協調性だとか、そういうことだと思う、そして元気な心と体をつくると。そして最後ぐらいに、私は最後ぐらいでいいと思っているんだけど、異論あるかもしれないけど、基礎学力と応用学力をつけると。そういうことだと思います。教育長の今までの答弁を聞いたら全くやるとしたら、こういう目標を設定してただけるって、するということでもいいですよ。小さい表現、表現の違いはともかくどうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま山田議員の小中一貫教育の目標というか効果というところもお話を受けたところでございますけど、それらを含めた中で私自身は一部出ておりましたが、小中一貫教育は先の話ではありますけど、まずはやはり地域力だとか家庭力を含めた学校の応援団であるコミュニティスクールをまずは導入した中でそういう地域力を含めた中で学校力を上げていくという、その先に小中一貫教育は将来的にはあるのではないかと考えておりますので、それらを含めて調査、研究をしてまいりたいと思っております。

ます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですね、先ほどもちょっと触れましたけれども、もう少し小さく、たくさんあるんだけど、ある部分を区切って言うんですね、言わせてもらうというか、私がいうと、勝手にいうんですけど、小学5、6年生になると運動会や学芸会、さまざまな学校行事でも上級生として、リーダーとして下級生に接する場面が多々増えてきますよね、学習面でも低学年では経験的な学びからですね、高学年になると理論的な、少し創造的なものが求められるというか、学習の中で増えてきます。だから小学高学年の5、6年生というのは小学校の6年の中でもちょっと違うんですよ。もう教育長はお詳しいからよく私の話わかってくれると思うんだけど、小学校の中でも5、6のあたりにちょっとホップというかそういう段階がある。そして中学生になるとですね、中学校に入った途端、新人になります。最下級生で勉強は初めて教科制になると。内容もかなりランクアップするし、生徒会活動とか部活とか始まって、また部活をする人、しない人の違いも出たり、このような変化の中でちょっと戸惑ったり悩んだりすること、教育長もよくご存じの中1ギャップという特別な学者がつけた表現があるんですよね、確かにね、中学1年というのは、私も遠い昔、経験したけども、すごく緊張したし、子どもの気持ちにこう、自分が経験したことを思い出すしかなかなかわからないです。親といえどもね、なかなか子どもの気持ちまでわからないという面もありましてね、この5年生、6年生、中学1年の9年間のミドルというか中間の3年間というのは、やはりですね、ちょっと違うんだなという認識に立っていただいて、その対策を検討しなきゃならないと、今すぐどうこうというよりも、検討していただきたい。だから6と3という、もう学校が違って物理的にどうしようもないんだけど、4、3、2という意識も9年の一貫教育というか一貫性のカリキュラムとか教育方針だとかさまざまなことを取り組みを考えるとときにぜひこの、少しこの、時間かかりますけどね、すぐどうこうということもないけれども、でもあまり長くしていると子どもたちの9年間の時間はあつという間に過ぎ去ってしまいますからね、一貫教育しようとしまいと、する学校しない学校といえども平等に時間は過ぎていきますので、結果としてのいろいろな目に見えないものも含めた差といいますか、成果、逆にいうと成果だったり、そういうことがあるのでですね、この3年の意識を、一貫教育するときというよりも、もう今からですね、研究の対象にすべきでないかと私は細かい例を一つ挙げればですよ、思っているんですけども考えすぎでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに今、接続期における小学校と中学校の「中1ギャップ」のお話もあったことと、小学生の今の小学校のですか、6年間で大きく分けたら三つの段階ってよくいわれて、1、2年生が低学年で3、4年生が中学年、議員おっしゃる5、6年生が高学年で、その辺の中でやはり心身の発達と共に、やはりそういう中学校という違う環境の中でやはりいろいろな部分でいったら9年間を見据えた教育をしたらというお話だったと思います。ただ一方ではですね、いずれどの段階でもやはり接続期はあるんですよね、だから逆にいえば、接続期においてリセットする方がいいという考え方もあるんです。だからそれは自分たちが育ってきた中でいったん新しくなって違う段階に進むということもありますので、そういうところは小中一貫かというところはまた別の話としまして、

ただ言われることの心身の発達とともに、やはり今、中学生に向けたときの、そういう発達に応じたカリキュラムというのは、今後近い将来の中ではやっていかなきゃならないし、現実的に来年度から英語の教科化が始まります。32年度からですね、すいません。それで今そういうところも含めて、中学生の英語の先生を乗り入れて今やり始めるようなことも今進めようと思っておりますので、それらを含めた中で、全教科というのは、なかなか厳しい状況が本当に小中一貫校でなきゃできない部分でございますので、やはりその離れている施設、分離型であれば物理的とか時間的問題もあるので、それらを調査、研究しながら訓子府スタイルに合ったような状況を調査、研究してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君）　ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君）　教育長の答弁に一貫して、一貫してというか共通して流れていることは、いきなり一貫教育はできない、これは私もわかります。着実に連携のプログラムをこなして重ねていながら、少し先には連携を見据えているということだと。全くそれに異論はないと。そして今、事例として示された英語教育は間もなく小学校でも始まります。そのときに今、聞き慣れない言葉を出されたと思いますけども、教師の乗り入れ授業ということがありましたけども、これは小学校の英語の授業に中学校の英語の先生が出て、専門というか、難しいという意味じゃなくて、初級は初級なりの専門的な教育を施そうということだと思います。今、例が出ましたように、小中総合乗り入れ授業というのも一貫教育の一つのプログラムとされています。教育長ね、私はね、連携と一貫のそんなに区別する気はないんですよ。要は今、求められているさまざまところに新しい観点で連携かもしれないし、それはひょっとしたら人によっては一貫というかもしれないけども、そういう新しいプログラムを充ててって全体で底上げをするということには全くそのとおりだと思います。例えば今、小中教員相互乗り入れ授業という話が出ましたけども、すごいメニューが一貫教育の中にはあるんですけども、例えばですね、小中、私は特にこれ効果あるのになと思っていることがね、一貫と言わなくてもいいんですよ、例えば小中合同行事、先ほどいった小学5、6年生を中学校の文化祭なり運動会に呼ぶというか参観してもらおうというのかわかりませんが、あと何年かしたら僕たち私たちあのような、もう中学校の運動会素晴らしいですよ、もう覇気があって元気があって、「あ、ああいう中学生になりたいな」と、もうこれでもう教育効果は十分私はあると思うんですよ。1足す1ばかりじゃない。例えば、それとか、文化祭に5、6年生を中学校の文化祭にどうかたちかは別として出してもらおうとか、そういう合同行事というプログラムが一つある。それとか、小中合同いじめ防止対策、言葉は別にいろいろありますけども。これはやはり小学校から中学校にスムーズにつなぐとき、小学校でと中学校の先生方、大変でしょうけども愛する子どもたちのために、体制の整備は一方で必要ですけどね、そのようなつながりを持つというかしたりですね、それと小学校に一部の教科制を導入したりですね、今、小

学校ってあれじゃないですか、担任の先生が全部授業をしていますよね、それも結構だけれども、先生によっては得意、不得意というか、教科もいろいろもっている先生もいますしね、全部をやるというんじゃないですよ、例えばそういうような、今と違う、やはり今から踏み込んだようなカリキュラムを、これまだ一貫といえなくてもやったっていいわけですからね、別に校内連携ということもありますから、それとやはり一番大事なのは一貫を意識した9年間のカリキュラムとか指導のマニュアルですか、これすぐやれとか、すぐできるという話は一切していませんからね、メニューの中、プログラムの中でこういうことをもしできたらな、それを連携という名の下でもいいんです。ぜひ、教育長のことからね、私はこんな質問しなくても当然研究されていて、たくさんある中で感じるものもあると思いますけども、一貫という言葉にこだわらなくてもいいです。その英語の乗り入れも含めてね、今、紹介ありましたけども、その他にもこういうことができたらな、近いそのうちに、近いうちと言ったらちょっと語弊ある。そのうちにやってみたいな、やれたらなという程度のもので結構ですけども、一つ、二つ、プログラムの中でありましたらご紹介いただけますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 一貫というだけじゃなく今の連携の中でそういう小中の子どもたちの特に交流を含めた中でのお話だと思います。実際、学校の教職員はさまざまところで今、いろいろな組織の中で連携を図りながらやっているということは議員もご存じのとおりだと思っています。その他に学習面だけではなく、部活動の中、例えばバレーボールだとか他の陸上少年団だとか、そういうところでは小中学生とのそういうところではやって、合同のやっておりますので、今言われた合同行事だとかいじめ防止のそういう対策だとか、それらを今、参考意見にさせていただきながら、今後どう連携の充実に図っていくかということをやっていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 教育長も私が質問する前にちゃんと考えられているんだなと思って安心も心強くも思っておりますけども、今ちらっと教育長が言われたように、これはいったいどういうことか、連携とか一貫というのはどういうことかということをやっと角度を変えてみると、子どもたちのですね、学習とかいろいろな体験、これをいろいろなものを増やそうという話なんですよ、わかりやく言っちゃうと。同じ英語の授業を受けるのも小学校の先生からばかり受けるんでなくて、中学校の先生から受けたら授業の内容も含めますけども、先生との触れ合いだとかね、いろいろなそういう子どもの体験の質と量を増やそうという話だと私は思っておりますので、今、教育長からありましたように、いろいろ検討されているようなので、ぜひ一貫とかああいう言葉にも固執することなくですね、連携の実をまず積み重ねていただければいいなと、ありがたいなと思っております。

それで最後にこの問題、もう時間なくなってきましたけども、あれですけども、第6次総合計画なんですけども、64ページに義務教育のページがありますけども、コミュニティスクールの記述はありますけども、やはり連携とか一貫教育という表現がないんですね、私は気付いていましたけども、やっていないわけではないから、やっているから特に固執するわけではないですけども、ぜひ事業のローリングの中でですね、連携とか一貫教育

の意識を強く打ち出すようなですね、検討も含めてですね、ぜひやっていただきたいと思
いますけども、どうですか、町長に振ったら怒られますかね、町長どうですか、ローリン
グということで総計のローリングということでいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 教育行政を離れて25年たちましたから、だいぶもうわからな
くなっちゃいましたけども、いずれにしても全体の15%で小中一貫の現実10年たつて
も15%だということは一貫なんなんだということでしたら、いろいろな危惧がある
んじゃないかなというふうに思います。議員が指摘された8項目なり5項目なりが、じゃ
今6・3制の中でできないのかどうかと。一貫教育でなかったらできないのかと。こうい
うところですね、やはり考えなきゃいけないんじゃないかなということが一つ。

それから私が学校の設置者としてみたら、このことによって教員の配置やいろいろな問
題出てくる。学校統合だとか、いろいろな問題も関連してきますから、むしろ私はね、今、
子どもたち40人学級じゃなくてね、20人学級とか、よりわかりやすい授業をどう展開
するかと。それから教員のやはり部活動の働き方の問題とか随分マスコミで言われていま
すから、こういったことを教育行政としては積極的にやはり検討する時期にきているんじ
ゃないかなということであります。その点では総合計画の中で連携の問題と今言った一貫
教育の問題を入れるかどうか。これは教育委員さんの中で十分検討していただいて、必要
があれば入れていくということが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 体制のことは課題のこととして、マンパワーも含めて、それ
はあるかと思えます。ただ、これだけ一貫教育、連携の先の一貫教育がクローズアップさ
れ、もうそれが目指すということがもう既定方針でも国も含めてですね、それは方向性で
ベクトルでありますので、ぜひそのようにご検討いただければいいかと思えます。

それでは2点目に移りたいと思えます。

パブリックアートによるまちづくり事業についてお伺いします。

彫刻作品のレクリエーション公園移設で町内世論を喚起した中でスタートした本事業は、
町民も未体験のユニークな各プログラムが実施され、一定の成果を上げたと考えておりま
す。

今後の有意義な事業展開に向けて3点伺いますので簡潔な答弁を求めたいと思えます。

1、各プログラムの町民と大学側の参加者数とその傾向について伺います。

2、総体的な成果を伺います。今回のですね。また反省する点があるとすればどのよう
な点か伺います。

3、今後、プログラムの実施に向けて、いかに多くの町民の理解と参加を求めていくの
か伺いたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「パブリックアートによるまちづくり事業について」
3点のお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

昨年度策定した「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、今年度より武蔵
野美術大学と連携しながら「彫刻作品公開制作」や「黒板ジャック」などさまざまなプロ
グラムを実施し、多くの町民の皆さまに参加していただき、その様子は各報道機関で大き

く取り上げられたところです。

まず1点目の「各プログラムの町民と大学側の参加者数とその傾向について」のお尋ねがありました。

一つ目として「彫刻作品公開制作」につきましては、8月8日から26日までの19日間、公民館の敷地内で武蔵野美術大学造形学部彫刻学科助手の山本麻璃絵氏により、昨年8月の台風で倒れた訓子府小学校の保存樹木であったハルニレの木を使った彫刻作品「くわ・くわ・くわ」を制作していただきました。公開制作ということで、ハルニレの丸太が3体の彫刻作品に変化していく姿を延べ約200人の方に見ていただくことができ、作品は現在、公民館に展示しております。

二つ目の「彫刻体験ワークショップ」につきましては、8月12日、公民館において、公開制作の作者であります山本麻璃絵氏を講師に、小学生を中心に30人が参加しました。公開制作で出たハルニレの端材を材料に、子どもたちの個性豊かな作品が作られました。

三つ目として「黒板ジャック」につきましては、8月20日制作、翌21日公開で、武蔵野美術大学の学生9人により、訓子府中学校では全6クラス、訓子府小学校と居武士小学校ではそれぞれ一つの教室に一般公開用として黒板にチョーク絵を制作していただきました。鑑賞者は各小中学校の児童・生徒と教職員で440人、8月21日から23日の3日間の一般公開で145人と、多くの皆さまに鑑賞していただき、誰もが驚きと感動に包まれておりました。

四つ目の「対話型作品鑑賞会」につきましては、黒板ジャックを制作した学生9人と公開制作の山本氏の10人により、8月19日には一般の方々を対象に32人、21日には訓子府中学校1・2年生と教職員105人を対象に実施しました。学生の本物の作品を教材に参加者が自由に発言したり作者の考えを聞いたりして芸術への興味・関心を広げることができました。

五つ目として「キッズアート体験」につきましては、子育てサークルOHANAのお母さん方による企画で、8月11日と12日の2日間、レクリエーション公園の水本修二氏彫刻作品「関係空間」の前の敷地で実施し、未就学児と保護者など88人が参加しました。道路にのびのびとチョーク絵を描いたり、手や足を使って和紙に絵を描いた和風ランタンを制作して、親子で遊びながら楽しく芸術に触れる機会となりました。

今回のプログラムでは、全体で延べ千人ほどの参加がありましたが、今回の参加傾向といたしましては、子どもを対象とした事業が多かったこともあり、幼児や小中学生の子どもたちが8割、大人が2割の参加状況でありました。

次に、2点目の「総体的な成果と反省点」についてのお尋ねでございます。

武蔵野美術大学との連携事業としては、初年度ということもあり手探りの中での実施でありましたが、町民の皆さま、各小中学校やこども園などの関係機関・団体の理解と協力を得ながら、多くの皆さまに参加していただいたことにより、事業を通して芸術文化への理解が深められたと感じております。

特に、形としてなくなったハルニレの木が彫刻作品やワークショップの作品という形として残せたことは、本町の歴史や文化を次代につなげていくことでは大変意義深いと感じております。また、子どもたちを中心とした各事業につきましては、驚きや感動により芸術への興味・関心を深めることができ、さらに芸術の多様な価値観や考え方に出会い、創

造性やコミュニケーション能力が育まれたのではないかと考えております。

課題といたしましては、事業初年度のため、まずは子どもたちへの機会提供を図ることを考えていたため、大人の方々の参加割合が少なかったことや、8月に事業が集中したことなどがあげられます。

次に、3点目の「今後、プログラムの実施に向けて、いかに多くの町民の理解と参加を進めていくのか」についてのお尋ねでございます。

本年度のプログラムの成果や課題をしっかりと検証し、各関係機関・団体との連携を図りながら今後のプログラムに生かし、さまざまな媒体で広く周知し、わかりやすく関心を持てるよう町民に伝えながら、多くの皆さまが参加できる機会を提供していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。私はこの事業は訓子府で初めてというか芸術や文化を真正面から取り上げた事業はなかったと記憶しておりますし、非常にそういう点では実施そのものがよかったと思います。彫刻の移設だけだったらちょっと話にならないんですけども、この事業がずっと10年間されることによって、子どもたちの心に、特にですね、子どもたちの心に種をまいてですね、そして10年間の間に水をやっていただいて子どもたちの多様ないろいろな感じ方が花咲いていくんでないかと。そういう点では、道路を作ったりですね、建物を建てたりという事業とは、また別な非常に重要なことだと思って評価をしているし、これからもそういう評価をされる事業であってほしいと思っているわけです。それで今回参観させてもらって感銘も受けたし、私個人的にはプラスの思考で評価していますけども、このプログラムを選ぶときにですね、町民の何か意見とか何か意思というのは、反映された過程はありますか。端的にお願いします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、山田議員の方から、このプログラムについて、町民の意見の反映についてということでお尋ねがありました。これらにつきましては私どもが原案を考えてですね、社会教育委員会議などでも協議をさせていただきましたが、なかなか初めてということもありですね、概要だけをお示したようなかたちとですね、具体的には、その後大学との協議の中で進んでいったということですので、そのようなことでご回答させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 最初のこともありますね、まずプログラムを固めて成功させるということが大事なので、そういうかたちでもやも得ないと思います。ただあとこれから長い間やりますんですね、ぜひ社会教育委員ももちろんそうお役目ですからご意見を聞くということは大事ですけども、町民の意見を、アンケートやなんかを会場に置いてあったのかな、そういうことも含めてですね、さらに町民の意向というか意見をですね反映して、みんながやっているんだと、私も参加した、私の考えもここに入っているんだよというような流れを少しずつ何年かかかるかもしれないけども、そういうようなことをしてほしいと思いますけども、教育長その辺どうでしょうかね。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

あと2分です。

○教育長（林 秀貴君） 例えば先ほど紹介した事業の中でも、昨年「関係空間」を移設した後に文化芸術シンポジウムを開催した後に、その参加者から自分たちも自らそういうことをやりたいということでキッズアート体験につながったことや、まだ一部そういうところで冬のお祭りに向けてやりたいというお話も聞いていますので、その中でより来年度以降に向けてですね、さまざまな方からご意見を伺いながら充実した文化芸術活動の特にアート・タウン・プロジェクトに向けて武蔵美大と連携しながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今、教育長から回答いただいたことだと思うんですね。ぜひとも、主役は町民ですから、常に町民の意見、町民の参加、町民の評価というか、町民に成果が表れるように、これからも配慮していただきたい。それを述べて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 10番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日は開始時間を変更し、午後1時00分からといたします。議事日程の一部変更につきましては、先ほどお手元に配付してあるとおりであります。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時20分